第５期岡山県障害者計画

（第８期岡山県障害福祉計画・第４期岡山県障害児福祉計画）

改定素案

令和８(2026)年１１月

岡山県

目次

第１部　総論 1
　第１章　計画の基本 1
　　第１節　計画策定の背景 1
　　第２節　計画の性格及び位置付け 2
　　第３節　計画の期間 3
　　第４節　障害のある人の定義 3
　　第５節　計画の推進体制 3
　第２章　計画の体系 5
　　第１節　計画の基本理念 5
　　第２節　横断的視点 5
　　第３節　施策の体系 6
　第３章　障害のある人を取り巻く現状と課題 8
　　第１節　地域生活 8
　　第２節　安全・安心な生活環境 8
　　第３節　教育の振興 9
　　第４節　文化芸術活動・スポーツ・国際交流 9
　　第５節　雇用・就業、経済的自立 10
　　第６節　保健・医療 10
　　第７節　情報アクセシビリティ 10
　　第８節　防災・防犯 11
　　第９節　差別の解消及び権利擁護 11
第２部　施策の展開 13
　第１章　地域生活の支援 13
　　第１節　相談支援体制の充実 13
　　第２節　地域移行の推進・在宅サービス等の充実 15
　　第３節　障害福祉サービスの質の向上 18
　　第４節　障害のある子どもへの支援の充実 19
　　第５節　人材の育成・確保 20
　　第６節　福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等 21
　第２章　安全・安心な生活環境の整備 23
　　第１節　障害のある人に配慮したまちづくり 23
　　第２節　住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化 24

第３節　公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化 25
第４節　公共的施設等のバリアフリー化 26
第３章　教育の振興 27
第１節　インクルーシブ教育システムの推進 27
第２節　教育環境の構築・整備 29
第３節　高等学校等における障害のある学生支援の推進 30
第４節　関係機関と連携した支援の推進 31
第５節　生涯を通じた多様な学習活動の推進 31
第４章　文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進 32
第１節　文化芸術活動の推進 32
第２節　障害者スポーツの推進 33
第３節　国際交流の推進 34
第５章　雇用・就業、経済的自立の支援 35
第１節　障害のある人の雇用の推進 35
第２節　総合的な就労支援 36
第３節　障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 37
第４節　一般就労が困難な障害のある人に対する支援 38
第５節　経済的自立の支援 39
第６章　保健・医療の充実 40
第１節　保健・医療の充実等 40
第２節　精神保健・医療の提供等 41
第３節　保健・医療人材の育成・確保 42
第４節　難病に関する施策の推進 43
第５節　疾病等の予防・早期発見・治療 43
第６節　難聴児の早期発見・早期療育推進 44
第７章　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 46
第１節　情報通信における情報アクセシビリティの向上 46
第２節　意思疎通支援の充実 47
第８章　防災・防犯等の推進 49
第１節　防災対策の推進 49
第２節　防犯・交通安全対策の推進 52
第３節　消費者トラブルの防止及び被害からの救済 53
第９章　差別の解消及び権利擁護の推進 54
第１節　障害を理由とする差別の解消の推進 54
第２節　権利擁護の推進 55

第３節　行政機関等における配慮 56
第１０章　数値目標 58
第３部　第８期岡山県障害福祉計画・第４期岡山県障害児福祉計画 60
第１章　障害のある人の状況 60
第１節　身体障害 60
第２節　知的障害 61
第３節　精神障害 61
第４節　難病 62
第２章　障害保健福祉圏域の設定 63
第３章　数値目標（成果目標・活動指標） 64
第４章　障害福祉サービス等の見込量 71
第１節　障害福祉サービス等の見込量 71
第２節　地域生活支援事業 96

第１部　総論

第１章　計画の基本

第１節　計画策定の背景

県では、これまで「第４期岡山県障害者計画（令和３年３月）」、「第６期岡山県障害福祉計画（令和３年３月）」、「第２期岡山県障害児福祉計画（令和３年３月）」を策定し、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に暮らし、共に支えあい、安心して暮らすことが出来る「共生社会」の実現を目指して、障害のある人に関する施策を推進してきました。

この間、障害者施策の分野では、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした障害者スポーツの取組が進むほか、令和３年５月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、令和６年４月から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

また、令和４年５月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

こうした動向も踏まえつつ、「第４期岡山県障害者計画」、「第６期岡山県障害福祉計画」、「第２期岡山県障害児福祉計画」を見直すこととし、見直しに当たっては、よりわかりやすい計画となるよう、３つの計画を「第５期岡山県障害者計画」に統合し、県の障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等の指針とします。

令和８年３月に国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正されたことから、「第５期岡山県障害者計画」を見直し、国の指針の改正内容を踏まえた改定を行うとともに、計画の期間を令和１１年度までの６年間とします。

この計画を通じて、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

第２節　計画の性格及び位置付け

この計画は、国の「第５次障害者基本計画」及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本としつつ、県の総合的計画「晴れの国おかやま生き活きプラン」をはじめとする他の県計画との整合性や、第４期岡山県障害者計画、第６期岡山県障害福祉計画・第２期岡山県障害児福祉計画策定後の社会動向等を踏まえて策定しました。

また、この計画は、県全体の障害のある人のための施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。

その他、この計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）第８条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づき策定する「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としても位置付けます。

この計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援について、施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保を図るため、下記の３つの計画で構成します。

	内容	根拠法令等
障害者計画 （第１部、第２部）	○福祉分野に限らず、医療、教育、雇用、まちづくり等、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する全ての施策分野にわたる基本的な計画 ○国の障害者基本計画を基本としつつ、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための施策に関する県の考え方や方向性について定める	障害者基本法第 11 条第２項 障害者文化芸術活動推進法第８条 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
障害福祉計画 （第３部）	○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 ○市町村の障害福祉計画との整合性を図りつつ、障害福祉サービス等の必要量の見込みや確保等について定める	障害者総合支援法第 89 条第１項
障害児福祉計画 （第３部）	○障害児通所支援等の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画 ○市町村の障害児福祉計画との整合を図りつつ、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める	児童福祉法第 33 条の 22 第１項

第３節　計画の期間

この計画の期間は、令和６年度から令和１１年度までの６年間とします。

岡山県障害福祉計画及び岡山県障害児福祉計画（第３部）については、国の基本指針の策定を踏まえて３年ごとに評価を行い、計画を見直します。

また、障害のある人を取り巻く国の動向や社会の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の変更を行うことがあります。

〈計画の期間と策定（改定）の時期〉

年度

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
岡山県障害者計画			第５期						第６期					
第１部 第２部	総論 施策の展開	◎						◎						◎
第３部	障害福祉計画・ 障害児福祉計画	◎			◎			◎			◎			◎

「◎」＝策定（改定）する年度

第４節　障害のある人の定義

この計画において、「障害のある人」とは、障害者基本法第２条の規定と同じく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

第５節　計画の推進体制

計画の実効性を確保するため、「目標指標を備えた計画の策定（Plan）」、「様々な主体との協働による施策の実行（Do）」、「県民や行政による目標指標の検証・評価（Check）」、「評価結果に基づいた施策の改善（Action）」による PDCA サイクルを確立し、継続的な改善活動による効果的・効率的な施策の推進を図ります。

PDCA サイクルを確立するため、「岡山県障害者施策推進審議会」、「岡山県自立支援協議会」、「岡山県障害者差別解消支援地域協議会」を設置・運営し、施策の実施状況や目標等の達成状況の検証・評価を行います。

この計画は、福祉施策だけでなく、保健・医療、教育、まちづくりなど、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する広い範囲の施策を記載しています。このため、計画の推進に当たっては、県庁内で横断的に取り組むことはもとより、市町村を始めとする関係機関、関係団体、関係者と十分な連携を図り、相互に協力しながら不断の取組を進めます。

第２章　計画の体系

第１節　計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

第２節　横断的視点

基本理念のもと、次の視点を踏まえて取組を推進します。

自立と社会参加

○　障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳を大切にされ、本人の望む地域でその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営む

○　就労、スポーツ、文化芸術活動、レクリエーションなどを通じて、障害のある人が個性を生かし、可能性を伸ばす

○　障害のある人一人ひとりの障害特性や生活実態に応じたきめ細かい支援による、生活の質の向上

主体的な選択

○　障害のある人が適切に意思決定でき、その意思を表明することができる（自己決定の尊重）

○　アクセシビリティの向上による、障害のある人の活動や社会への参加を制限している社会的障壁の除去

地域での共生

○　障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するための、ニーズに応じた保健・医療・福祉サービス等の提供

○　障害のある人が安全・快適に生活するための、心・情報・物の障壁を取り除くバリアフリーのまちづくりの推進

第３節　施策の体系

基本理念に掲げる社会の実現に向けて、横断的視点を踏まえてこの計画を効率的・効果的に推進するための９つの施策項目と施策項目ごとの取組の方向を定めます。

施策項目	取組の方向
(1) 地域生活の支援	① 相談支援体制の充実
	② 地域移行の推進・在宅サービス等の充実
	③ 障害福祉サービスの質の向上
	④ 障害のある子どもへの支援の充実
	⑤ 人材の育成・確保
	⑥ 福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等
(2) 安全・安心な生活環境の整備	① 障害のある人に配慮したまちづくり
	② 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化
	③ 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化
	④ 公共的施設等のバリアフリー化
(3) 教育の振興	① インクルーシブ教育システムの推進
	② 教育環境の構築・整備
	③ 高等学校等における障害のある学生支援の推進
	④ 関係機関と連携した支援の推進
	⑤ 生涯を通じた多様な学習活動の推進
(4) 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進	① 文化芸術活動の推進
	② 障害者スポーツの推進
	③ 国際交流の推進
(5) 雇用・就業、経済的自立の支援	① 障害のある人の雇用の推進
	② 総合的な就労支援
	③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
	④ 一般就労が困難な障害のある人に対する支援
	⑤ 経済的自立の支援

(6) 保健・医療の充実	① 保健・医療の充実等
	② 精神保健・医療の提供等
	③ 保健・医療人材の育成・確保
	④ 難病に関する施策の推進
	⑤ 疾病等の予防・早期発見・治療
	⑥ 難聴児の早期発見・早期療育推進
(7) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	① 情報通信における情報アクセシビリティの向上
	② 意思疎通支援の充実
(8) 防災・防犯等の推進	① 防災対策の推進
	② 防犯・交通安全対策の推進
	③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
(9) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消の推進
	② 権利擁護の推進
	③ 行政機関等における配慮

第３章　障害のある人を取り巻く現状と課題

第１節　地域生活

○　県が実施した障害のある方に対するアンケートによると、地域で生活するためにあればよいと思う支援は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が最も多く、次いで「障害のある人に適した住居の確保」、「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」となっています。障害のある人　が地域で安心して生活するため、障害の特性、年齢、状態等に応じた支援体制の充実が求められています。

○　障害のある人が望む暮らしを実現するためには、本人の自己決定の尊重を基本とした意思決定支援や総合的な相談支援体制の整備・充実が必要です。

○　障害のある人が地域社会で自立した生活を送るためには、入所施設から地域生活への移行を一層推進し、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるよう、障害福祉サービスの質の向上と充実を図ることが必要です。

○　超高齢社会を迎え、福祉・介護サービスの人材需要は今後ますます増大することが予想されます。需要に応じた質の高い障害福祉サービスを提供するため、福祉・介護人材の確保を図り、その定着を支援する必要があります。

第２節　安全・安心な生活環境

○　不特定多数の人が利用する特定建築物や公共交通機関の施設等は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）に配慮した整備を進めてきましたが、障害のある方に対するアンケートによると、外出する場合に困ることとして、「道路や駅に階段や段差が多い」との意見も多いため、引き続き、障害のある人に配慮したまちづくりを計画的に推進することが必要です。

○　住まいを確保することが困難な障害のある人に対して、これまではバリアフリー化された公営住宅の供給等により対応してきましたが、平成２９年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の改正・施行に伴い、今後は、公営住宅に加え、民間賃貸住宅等の安定供給により障害のある人の住まいの確保を図っていくことが必要です。

○　障害のある人にとって、公共交通機関は大切な移動手段のひとつです。障害のある方に

対するアンケートによると、外出する場合に困ることとして、「公共交通機関が少ない」、「列車やバスの乗り降りが困難」との意見も多いため、移動手段の確保や公共交通機関のバリアフリー化を推進することが必要です。

第３節　教育の振興

○　障害者基本法や障害者の権利に関する条約の理念に則り、障害の有無にかかわらず可能な限り共に活動し、学ぶことができるインクルーシブ教育（すべての子どもを包容する教育）を推進することが必要です。

○　特別支援学校は、学校教育法において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努める」ことが規定されており、小・中学校等からの助言の期待も高まっていることから、特別支援学校のセンター的機能の一層の充実に努める必要があります。

○　大学等への進学率が高まる中、障害のある学生への理解促進や、大学が提供する様々な機会におけるバリアフリー化の推進を図っていくことが求められてきています。併せて、大学等において障害のある学生の入学試験や授業面等で講じるべき合理的な配慮の提供が一層求められています。

○　すべての学校園や学級で特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する可能性があるため、管理職や教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を高める取組を推進する必要があります。

第４節　文化芸術活動・スポーツ・国際交流

○　障害のある人が多様な文化芸術活動に参加することができるよう、ニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組が必要です。

○　障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、充実した生活の実現、社会への参加にもつながることから、障害者スポーツのより一層の普及を図ることが必要です。また、併せて、パラリンピック・デフリンピック等の国際大会での活躍が期待されるアスリートの競技力向上への支援も重要となっています。

○　国際化が進展する中で共生社会を実現するためには、福祉分野においても国際交流による相互理解が求められます。

第５節　雇用・就業、経済的自立

○　障害のある人の就業については、就労意欲の高まりもあり、雇用者数は近年増加傾向にあります。一方で、障害のある方に対するアンケートでは、仕事をしていない人のうち、今後の就労意向がある人が約４割、発達障害のある人に限ると就労意向は８割あるなど、就労意欲があるにも関わらず就労できていない実態もあるため、障害のある人がその適性や能力に応じて働くことができるよう、就労支援サービスの充実や雇用の促進を図るとともに、職業訓練の推進に取り組むことが必要です。

○　障害がある人の生活基盤の安定を図るため、一般就労が困難な人の所得の向上の支援等により、経済的自立を図ることが必要です。

○　障害のある人がその能力を発揮して働くためには、障害の種別や特性によって多様な働き方を選択できる環境を整える必要があります。また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うためには、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携体制の充実を図ることが必要です。

第６節　保健・医療

○　県では、岡山県保健医療計画に基づき、保健医療圏を設定して医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、医療機関相互の機能分担と連携により医療提供体制を整えており、引き続き、障害のある人も安心して医療を受けられる医療提供体制の充実に取り組むことが必要です。

○　障害のある人が生活の質の向上を図り、住み慣れた地域で安全にかつ安心して生活していくためには、保健、医療、福祉、介護の関係機関・団体が相互に連携を強化して地域の中で患者等が安心して療養生活を送ることができる支援体制をつくり、地域で適切な医療・保健・福祉サービスを提供することが重要です。

○　障害のある人のニーズが多様化する中で、必要な保健医療サービスを受けられるよう、専門的技術を有する保健・医療従事者の養成、確保及び資質の向上を図ることが重要となっています。

第７節　情報アクセシビリティ

○　令和元年６月の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）の施行により、視覚障害のある人等の読書環境を整備促進し、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けるこ

とができる社会の実現が求められています。

○　障害のある人にとって、必要な情報に円滑にアクセスできることや、意思表示やコミュニケーション等の意思疎通を図る手段を確保することは、日常生活を営む上で必要不可欠です。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害のある人の特性に応じた情報アクセシビリティの向上や、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保等を通じた意思疎通支援の充実が必要です。

第８節　防災・防犯

○　災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられており、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な人に対する避難支援の対策強化が求められています。

○　令和３年の災害対策基本法の改正により、 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりについて、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。障害のある人や高齢者等の要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れ等により被害を受けることが多くなるため、事前にその状況を把握し、緊急避難体制を整備しておくことが必要です。

○　県では、犯罪のない安全で安心したまちづくりを進めるため、岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成１８年岡山県条例第６４号）を定め、安全で安心なまちづくりを進めています。障害のある人が犯罪や性被害、消費者被害等に巻き込まれないために、引き続き、関係機関と連携して、障害のある人の特性に配慮した取組を推進することが必要です。

第９節　差別の解消及び権利擁護

○　障害者差別解消法の理念に則り、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するとともに、民間事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、民間事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行うことが必要です。

○　障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に対して不利益を受ける恐れがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。

○　平成２４年１０月から障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、障害のある人やその家族が相談できる権利擁護センターを設置し、各種専門相談を実施するなど障害者虐待の防止等に努めています。今後も引き続き、障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図ることが必要です。

第２部　施策の展開

第１章　地域生活の支援

基本的考え方

○　本人の自己決定を尊重する観点から、身近な地域で充実した相談支援が受けられる社会の実現を目指します。

○　必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられる体制が整い、地域移行が促進される社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　相談支援体制の充実
第２節　地域移行の推進・在宅サービス等の充実
第３節　障害福祉サービスの質の向上
第４節　障害のある子どもへの支援の充実
第５節　人材の育成・確保
第６節　福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等

第１節　相談支援体制の充実

具体的取組

相談支援体制の充実・強化

○　障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応した総合的な相談支援体制の充実に取り組みます。

○　各種相談支援機関、雇用支援機関、特別支援学校、社会福祉施設、障害福祉サービス事業所、医療機関、保健所等各分野の関係機関によるネットワークを形成し、専門的な相談支援体制の強化に取り組みます。また、県自立支援協議会専門部会（医療的ケア児等支援、就労支援、人材育成、強度行動障害支援）との連携を進めます。

○　当事者の支援の必要性に応じた適切な障害福祉サービスの支給決定を行うため、障害のある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画の作成を進めます。

○　適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員を養成するため、法定研修の充実・強化を図るとともに、専門的知識を習得するための各種研修を実施し、相談支援専門員の資質向上を図ります。

○　相談支援体制を強化するため、相談支援アドバイザー等を市町村や地域自立支援協議会に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行います。

○　地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村を支援します。

○　精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の障害が併存する人に対して、個々の実情に応じた効果的な支援ができるよう、それぞれの障害分野の関係者間で障害特性、適切な対応、現状の課題等に関する情報を共有し、連携を図ります。

総合的な相談支援を行う機関

基幹相談支援センター

○　地域における相談支援の拠点として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、総合的な相談を行います。

岡山県障害者社会参加推進センター

○　地域における自立生活と社会参加支援の拠点として、福祉人材育成、専門家派遣、社会適応訓練、就労促進、総合的な相談を行います。

障害の特性等に応じた相談支援を行う機関

精神保健福祉センター

○　地域の精神保健福祉活動を推進する中核機関として、地域住民の精神的健康の保持・向上、精神障害その他の適応障害からの社会復帰の促進等を目的に、知識の普及、調査研究、相談・指導、保健所や市町村等に対する技術指導及び技術援助、多職種のチームによる訪問支援活動等を行います。

支援拠点機関（川崎医科大学附属病院リハビリテーションセンター、社会福祉法人旭川荘）

○　高次脳機能障害に関する相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援や関係機関に対する助言・指導、関係機関の職員に対する研修等を行います。

岡山県難病相談・支援センター

○　日常生活や就労に関する相談支援を行うほか、保健所、医療機関、就労支援機関等の関

係機関との連携により、疾病に関する専門研修、地域交流会等を行います。

おかやま発達障害者支援センター

○　地域の医療・保健・福祉・労働等の支援機関と連携し、広域・専門的な相談支援や就労支援、支援者向け研修会等を行います。また、ペアレントメンターの養成・派遣等を行うとともに、ペアレントプログラム等の子育て応援プログラムの導入・普及や家族、保護者が安心して過ごすことができる支援拠点づくり等を促進し、発達障害のある人の家族等も含めたきめ細かな支援を行います。

第２節　地域移行の推進・在宅サービス等の充実

具体的取組

地域生活支援拠点等の整備促進

○　市町村が地域の実情に応じて「地域生活支援拠点等（※）」を整備できるよう助言を行い、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図ります。

（※）地域生活支援拠点等：障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つを柱としている。

在宅サービス等の充実

○　障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要な居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援が個々のニーズや実態に応じて提供されるよう、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

○　常時介護が必要な人のための日中・夜間の医療的ケアの充実を図るとともに、体調の変化や支援者の状況等に応じて一時的に利用できる医療型短期入所事業所の整備を促進します。併せて、障害のある子どもについて情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児者について、専門的な支援の体制を備えた短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。

○　障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実を図り、創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、外出のための移動支援を行います。

○　在宅診療を支えるかかりつけ医、介護サービス計画を作成する介護支援専門員、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の連携強化を図ります。

機能訓練・生活訓練

○　障害のある人の身体機能又は生活能力の向上を目的とした機能訓練、生活訓練等を行うことができる障害福祉サービス事業所等の整備の促進を図ります。

福祉移送サービス

○　ＮＰＯ法人等による福祉移送サービスの普及を促進し、移動に制約のある人の外出手段の確保を図ります。また、安全な福祉移送サービスが提供されるよう、運送者相互のネットワークの形成を支援します。

地域移行の推進

○　病院・施設からの退院・退所等、障害のある人の円滑な地域移行を促進するため、自立訓練サービス、自立生活援助等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、地域生活を支える関係者のネットワークの充実を図ります。また、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等、障害のある人の社会参加を支える意思疎通支援人材の養成に取り組み、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

○　障害者支援施設の充実により、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障害のある人への支援を推進するとともに、地域における居住の場の一つとなるグループホームの整備の促進を図ります。

○　市町村が実施する相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の地域の実情に応じた事業について、財政的な支援を行うとともに、当該市町村地域生活支援事業が適切に実施されるよう、必要な助言等を行います。

○　専門性の高い相談支援事業や人材育成等の事業については、障害のある人のニーズやサービスの円滑な提供に配慮しながら推進します。

○　精神科病院に入院している人が、本人の意に沿った地域生活に移行できるよう、病院、市町村、地域の障害福祉事業者、ピアサポーター等が連携する体制づくりを進め、地域生活への円滑な移行と安定した地域生活の実現を図ります。

○　岡山県障害福祉計画や岡山県保健医療計画に基づき、精神保健福祉センター、保健所及び関係機関との連携により、適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図ります。

○　医療を中心とする専門職で構成する多職種チームと、保健所、市町村及び相談支援事業所等の関係者で支援ネットワークを形成し、医療と生活面の包括的支援を提供します。また、精神障害のある人の家族会と連携して交流会・研修会を開催する等、精神障害のある人の地域における生活を支援します。

○　地域で暮らす精神障害のある人を支援するため、２４時間対応の電話相談事業を実施して地域生活における不安解消を図るとともに、短期間宿泊できるホステル事業の実施により、再入院防止のための休息の場を提供します。また、住まいの確保のため、知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）による、精神疾患のある人の住居確保に向けた取組を支援します。

○　強度行動障害のある人に対して支援を行うため、福祉・医療・教育・行政等関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

○　発達障害のある人を支援するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野が相互に連携し、乳幼児期における早期発見・早期支援、学齢期における支援の情報の引継ぎ、成人期における就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のないトータルライフ支援に取り組みます。

○　発達障害者支援地域協議会で地域の課題を協議するとともに、市町村発達障害者支援コーディネーターとの連携のもと、県発達障害者支援センターを中心とした生活支援体制の充実を図ります。

○　県民の発達障害への理解を促進するとともに、発達障害の理解がある身近なかかりつけ医等の医療資源や、身近な地域で発達障害のある人やその家族を温かく見守り支援する人材を確保すること等により、地域全体で発達障害のある人を支える共生社会づくりを推進します。

各種制度の広報

○　受給資格を有する障害のある人が、制度の不知等により不利益を被らないよう、公的年金制度、特別障害者手当等の諸手当、各種減免措置、心身障害者扶養共済制度など、各種制度の周知に取り組みます。

第３節　障害福祉サービスの質の向上

具体的取組

障害福祉サービスの提供

○　障害福祉サービスを利用する人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、岡山県障害福祉サービス等情報公表制度を活用した情報提供を推進します。

○　市町村地域自立支援協議会への助言や市町村への支援、介護人材の確保等を通じて、地域間における障害福祉サービスの量・質の均てんを図ります。

○　６５歳以上の障害のある人に対しては、原則、介護保険法の規定によるサービスの給付の適用が優先されますが、支給決定を行う際は、個々の状況に応じた適切な支給決定が行われるよう、介護保険と障害福祉サービスの適切な利用の促進に努めます。

障害の特性に応じた障害福祉サービス

○　医療的ケアが必要な障害のある子どもを在宅で介護する家族の負担軽減を図ることができるレスパイトサービスは、利用ニーズが高いため、地域バランスのとれた短期入所の整備・充実の促進を図ります。

○　難病患者の病状の変化や進行等に配慮した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村の理解と協力の促進を図ります。

障害福祉サービスの適正化

○　福祉サービスの適正な提供を確保するため、岡山県社会福祉協議会内に公正・中立な第三者機関である「運営適正化委員会（苦情解決合議体）」を設置し、福祉サービスに関する苦情や相談の受付、解決に向けた助言や調査、あっせん等を行います。

○　県が認証する第三者評価機関が事業者の提供するサービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する、福祉サービス第三者評価事業を推進します。

第４節　障害のある子どもへの支援の充実

具体的取組

療育支援体制

○　障害のある子どもの発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を必要に応じて関係機関で共有し、障害のある子ども及びその家族に対して発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等を行うなど、乳幼児期から学校卒業以降まで一貫した支援を地域の身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

○　各保健所・支所において、発達障害の疑いのある子どもに対して児童精神科医など専門医による相談を実施することにより、早期発見、早期支援による子育ての環境整備を図ります。

医療面での支援体制

○　医療的ケアが必要な子どもや家族に対して、岡山県医療的ケア児支援センターによる情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関等への情報提供及び研修を実施します。また、地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

○　発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、市町村において巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。

○　障害の重度化・重複化や多様化に対応するため、児童発達支援センター及び障害児入所施設を地域における中核的な支援施設と位置付け、専門的機能の強化を図るとともに、地域の事業所との連携等、障害のある子どもの医療的ケア等のニーズに対応するための体制整備を図ります。

通所支援・訪問支援等

○　児童福祉法に基づき、障害のある子どもの発達段階に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の子どもの育ちを支援するサービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な障害のある子どもについては、地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

○　障害者総合支援法に基づき、障害のある子どもの発達段階に応じて、居宅介護、行動援護等の日常生活を送る上での支援や、日中一時支援、短期入所等のサービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

○　障害児通所支援事業等の施設整備について、国庫補助事業等を活用して効果的に進めます。

保育所

○　子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講ずるとともに、保育所のバリアフリー化の促進、障害のある子どもを担当する職員の確保や専門性向上を図り、障害のある子どもの保育所への受入体制の整備を進めます。

○　保育所等の施設に専門知識を持った支援員が訪問する保育所等訪問支援の活用により、障害のある子どもが他の児童との集団生活に適応できるよう支援します。

第５節　人材の育成・確保

具体的取組

岡山県福祉人材センター

○　岡山県福祉人材センターにおいて、就職に関する相談や福祉関係資格の取得に関する相談、就業先の紹介・あっせん等を行うとともに、関係機関等との連携により、福祉職場の就職総合フェアや就職セミナーの開催等により、福祉職場への就業と定着の促進を図ります。

福祉専門職等の育成・確保

○　社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職の養成及び確保に努め、その専門性や知見の有効な活用を図ります。また、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修の促進を図ります。

○　関係機関・団体等が行う研修会、講習会などを通じて、理学療法士、作業療法士等の保健医療従事者の資質の向上を図ります。

○　障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、障害福祉関係法令や労働法規等の遵守の徹底を図るとともに、サービス従事者の処遇改善、職場環境の改善が図られるよう努め

ます。

相談員の育成・確保

○　障害者相談員や相談支援に従事する職員に対して研修を行い、強度行動障害、精神障害、高次脳機能障害等の障害の特性に応じた相談支援の質の向上を図ります。

○　地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進し、相談支援の質の向上を図ります。

○　身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある人及びその家族や、難病患者及びその家族等に対する支援を強化するため、ピアサポート（※）を行う人材の育成・確保を図ります。

（※）ピアサポート：障害のある人が、自分の体験を活かして他の障害のある人の相談相手となるなど、同じ仲間（ピア peer）として地域で交流すること。

保育士の資質向上

○　乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育所の対応力向上を図ります。

第６節　福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等

具体的取組

補装具・福祉用具の普及促進

○　市町村において日常生活用具の給付・貸与を行うとともに、補装具の購入、修理又は借受けに要する費用の一部を支給します。

○　情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築により福祉用具に関する情報提供や相談窓口を整備し、障害のある人のニーズや時代に応じた福祉用具等の普及を促進します。

○　身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。

身体障害者補助犬の普及促進

○　身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を図るとともに、外出先の施設において身体障害者補助犬の利用を拒まれることがないよう、普及啓発を推進します。

第２章　安全・安心な生活環境の整備

基本的考え方

○　岡山県福祉のまちづくり条例等の推進により、施設等のバリアフリー化、住宅の確保、移動・外出しやすい環境などの整備が進み、障害のある人を含むすべての県民が安心・安全・快適に暮らすことができる社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　障害のある人に配慮したまちづくり
第２節　住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化
第３節　公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化
第４節　公共的施設等のバリアフリー化

第１節　障害のある人に配慮したまちづくり

具体的取組

まちづくりの総合的な推進

○　都市計画の推進に当たっては、環境負荷の軽減、防災性の向上、良好な景観の保全・形成、生活環境の増進等、都市が抱える各種の課題への対応とあわせて、バリアフリー化への対応を推進します。

○　市街地における福祉・医療施設の適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等において、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）の考え方に配慮し、障害のある人を含めたすべての人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

○　バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、生活関連施設等のバリアフリー化を推進します。

○　道路の整備に当たっては、バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善等を図ります。また、主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しながら幅の広い歩道の整備や無電柱化等の推進を図ります。

○　市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路においては、歩行者用信号が青であることを音で知らせる音響式信号機、歩行者信号が青の時間を延長する高齢者等感応化

装置等のバリアフリー対応型信号機の整備のほか、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

○　障害のある人が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器の LED 化、道路標識の高輝度化等を推進します。

○　生活道路における歩行者等の通行のため、最高速度３０キロメートル毎時の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスの設置等を効果的に組み合わせ、交通安全の向上を図ります。

○　ユニバーサルデザイン（ＵＤ）の考え方をより一層理解してもらうため、ＮＰＯ団体等との協働によりセミナーやおかやまＵＤアンバサダー養成講座を実施して、普及啓発に取り組みます。

心・物のバリアフリーの推進

○　障害のある人が安心して外出できるまちづくりを推進するため、おかやまバリアフリーステッカー（※１）の交付やヘルプマーク・ヘルプカード（※２）の配付、「ほっとパーキングおかやま（※３）」駐車場利用証制度の普及促進を図ります。

（※１）おかやまバリアフリーステッカー：建物の玄関付近にバリアフリー設備の情報を表示することで、高齢者、障害のある人、乳幼児連れの人等が安心して利用できる施設であることを伝えるステッカー。

（※２）ヘルプマーク・ヘルプカード：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマーク及びカード。

（※３）ほっとパーキングおかやま：駐車場利用証制度：車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用できる人に専用の利用証を交付するとともに、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を持つ人が優先利用できるようにすることで車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度

第２節　住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化

具体的取組

○　自力では適正な居住面積水準の民間賃貸住宅の家賃の支払いが難しい低額所得者が、健康的で文化的な生活を営むことができる住宅を確保できるよう、公営住宅の供給に努めます。

○　既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進する等、障害のある人及び高齢者の生活に配慮した住宅の供給を図ります。

○　障害のある人の公営住宅への入居において、抽選の優遇や単身入居を可能とするための取組を推進します。

○　住宅セーフティネット制度（※）に基づき、障害のある人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の供給の促進を図ります。

（※）住宅セーフティネット制度：民間の賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット登録住宅）として登録し、その情報を広く提供する制度。

○　障害のある人の世帯に対して住宅の増改築、補修等のための生活福祉資金の貸付けを行うほか、精神障害のある人の住まいを確保するため、知事が指定した住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）による、精神疾患のある人の住居確保に向けた取組を支援します。

○　民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、住宅改修等に対する市町村の取組を支援します。

第３節　公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化

具体的取組

公共交通機関

○　障害のある人や高齢者等の交通弱者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入や、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化の促進を図ります。

○　公共交通機関の旅客施設及び車両内等において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の推進が図られるよう取り組みます。

福祉移送サービス（再掲）

○　ＮＰＯ法人等による福祉移送サービスの普及を促進し、移動に制約のある人の外出手段の確保を図ります。また、安全な福祉移送サービスが提供されるよう、運送者相互のネットワークの形成を支援します。

第４節　公共的施設等のバリアフリー化

具体的取組

岡山県福祉のまちづくり条例の推進

○　障害のある人が公共的な施設を安全・快適に利用できるよう、岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法の基準に基づく指導・助言を行い、施設のバリアフリー化を促進します。

○　既存の県有施設について、重要度・緊急度の高いものから、段差解消やバリアフリートイレの設置などのバリアフリー化を図ります。また、県民と接することの多い窓口業務を行う施設については、特にバリアフリー化の推進を図ります。

○　県有建築物を新設する場合は、バリアフリー法や岡山県福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守するとともに、ユニバーサルデザイン（ＵＤ）を踏まえ、障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。

○　県事業により施設を整備する場合、施設整備の計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催し、利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図ります。

第３章　教育の振興

基本的考え方

○　全ての幼児児童生徒の自立と社会参加を支援する観点から、障害の有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けることのできる社会の実現を目指します。

○　高等学校等の教育機関において、障害のある生徒・学生等に合理的な配慮が十分に提供されている社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　インクルーシブ教育システムの推進
第２節　教育環境の構築・整備
第３節　高等学校等における障害のある学生支援の推進
第４節　関係機関と連携した支援の推進
第５節　生涯を通じた多様な学習活動の推進

第１節　インクルーシブ教育システムの推進

具体的取組

インクルーシブ教育体制の構築

○　一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

○　幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等全ての学校園に在籍する障害のある幼児児童生徒が適切な指導や必要な支援を受けられるよう、個別の教育支援計画等の活用を通じた合理的配慮の提供や支援を図るとともに、障害の有無にかかわらず個々のニーズに応じて可能な限り共に教育を受けられるよう体制の構築を図ります。また、特別支援学校で構成する特別支援教育エキスパート連絡協議会を設置し、特別支援教育における特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。

〇　特別支援学校等に医療的ケア看護職員を配置するとともに、高度化する医療的ケアに対応する看護職員の専門性の向上のため医療機関と連携した研修の充実を図り、医療的ケアを必要とする児童生徒等が他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保します。

○　特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分が住んでいる地域の小中学校で、その学校の児童生徒とともに学習を行う居住地校交流を推進します。

特別支援教育の充実

○　就学前から卒業後の福祉サービス利用まで、一貫した支援を継続するために、特別支援学校は、地域の自立支援協議会等関係機関と積極的に連携します。また、各地域の相談窓口について保護者への周知に努めます。

○　就学前、小学校、中学校、高等学校等において、個別の教育支援計画等を確実に引継ぎ、進級・進学の際に活用するよう、市町村教育委員会と連携して学校に働きかけます。

○　特別支援教育コーディネーターや校内委員会が十分機能するよう、研修等を通じて市町村教育委員会等に働きかけます。

○　関係機関と連携して、ＩＣＴ機器を活用した学習支援等の環境整備について研究を行います。

就学前における支援の充実

〇　医療・保健・福祉機関等と連携して、就学に関する必要な情報が届くようにするなどの支援体制の充実を図り、就学前巡回相談等の市町村の取組を支援します。

〇　市町村教育委員会に就学に関する情報を提供するとともに、市町村における就学に関する相談に対応する窓口の所在を明確に示すなど、保護者が相談しやすい相談支援体制を整えることができるよう助言します。

小・中学校における支援の充実

○　特別な支援が必要な児童生徒の障害特性に配慮した授業づくりと学級づくりの充実を図るため、市町村教育委員会と連携して小・中学校に指導・助言を行います。

〇　中学校区等を単位とした地域内の核となる教員の専門性と指導力を向上させていきます。また、通級による指導を希望する児童生徒の増加に対応するよう、通級指導教室の充実に努めます。

〇　特別支援学級において、個別の教育支援計画等を活用した適切な指導・支援が行われるよう市町村教育委員会と連携して、各学校での取組の徹底を図ります。併せて適切な学びの場について柔軟に見直すことについて理解を図ります。

○　積極的な交流及び共同学習の推進について市町村教育委員会に指導・助言します。

高等学校における支援の充実

○　入学時に中学校から個別の教育支援計画等を確実に引き継ぎ、合理的配慮を含む個別の配慮を個別の教育支援計画等に明記し、その内容を教職員が共通理解して、生徒指導や授業に生かしていくことができるよう指導していきます。

○　授業のユニバーサルデザイン化等の工夫と合わせて、ＩＣＴ機器を活用した授業づくりや板書の工夫等の仕掛けが効果的であるため、県総合教育センターや学校において、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりに関する研修を充実させます。

○　障害のある生徒の高等学校への進学に対応するため、個別の状況に応じた入学者選抜における配慮を行います。

合理的配慮の提供

○　障害のある児童生徒に対する情報保障やコミュニケーションの方法について配慮する等の合理的配慮の提供については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で提供されることが望ましいことを周知します。

第２節　教育環境の構築・整備

具体的取組

人材の育成・確保

○　障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校園、全ての学級に在籍することを前提に、教職課程において必修化されている特別支援教育に関する内容の着実な実施や、管理職を含む全ての教職員への研修等を通して、障害に対する理解や特別支援教育の専門性を高める取組を推進します。

○　特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員は専門性が特に求められることから、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上の推進を図ります。

○　特別支援学校のセンター的機能を発揮し、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、学

校からの要請に応じて特別支援教育エキスパートを派遣する体制の整備に努めます。

○　障害のある児童生徒の食事、排泄、教室移動等の補助を行う特別支援教育支援員に対する研修会等の実施を支援し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図ります。

ICT の活用

○　デジタル教科書の供給等、児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性等に応じた教材の提供を推進するとともに、ＩＣＴの活用も含め、分かりやすい授業等の実施に努めます。

○　病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ＩＣＴを活用した学習機会の確保を促す等の体制整備を図ります。

学校施設のバリアフリー化

○　学校施設のバリアフリー化に向けた取組を推進します。また、災害発生時に避難所として活用されることもある公立小中学校のバリアフリー化の促進を図ります。

第３節　高等学校等における障害のある学生支援の推進

具体的取組

○　障害のある生徒の就職を支援するため、地域の労働・福祉機関、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進します。

○　障害のある生徒の移行支援や進路先の保障等のため、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを適切に行い、キャリア教育の充実や就労に向けた企業等との連携・協力等を図ります。

○　大学入試試験における障害のある受験者への配慮については、障害のある学生一人ひとりのニーズに応じてより柔軟な対応に努めるとともに、配慮の取組について周知を図るよう大学等に要請していきます。

○　入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進するよう、大学等に要請していきます。

○　各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するよう要請するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学

等の事例収集等を実施するとともに、大学等間や地域の地方公共団体、高等学校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進するよう努めます。

第４節　関係機関と連携した支援の推進

具体的取組

○　障害福祉サービスを利用する児童生徒等の増加に伴う一貫した支援体制整備については、オンラインによる会議等を活用し、個別の教育支援計画等を基に、学校と障害福祉サービス事業所等が支援について効果的・効率的に共通理解を図る場を整えるよう、積極的に市町村教育委員会に働きかけます。また、特別支援学校についても、個人情報に配慮しながら支援に関する情報を障害福祉サービス事業所等に積極的に提供し、一貫した支援ができるようにします。

○　強度行動障害や行動問題がある特別支援学校の児童生徒については、関係部局や医療機関等との連携を一層強化することにより心身の状態を改善・安定し、学校において適切な指導・支援を行うことで安心して学校生活を送ることができるようにします。

第５節　生涯を通じた多様な学習活動の推進

具体的取組

読書環境の充実

○　読書バリアフリー法及び岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画等を踏まえ、図書館における障害のある人の読書環境の整備を促進するとともに、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等を製作する人材等の育成を図ります。

学習機会の充実

○　障害のある人が生涯にわたり学習活動に参加できるよう、多様な学びの場や機会・情報の提供及び充実を図ります。

第４章　文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進

基本的考え方

○　障害のある人が文化芸術活動やスポーツ等を楽しむことで社会生活が豊かになり、社会参加の促進を通じて県民の障害に対する理解と認識が深まっている社会の実現を目指します。

○　心身の健康の保持増進の観点から、より多くの障害のある人がスポーツに親しむことを目指すとともに、地域における障害者スポーツがより一層普及し、地域から競技性の高いアスリートが生まれる社会の実現を目指します。

○　文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害のある人の国際交流等が活発になっている社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　文化芸術活動の推進
第２節　障害者スポーツの推進
第３節　国際交流の推進

第１節　文化芸術活動の推進

具体的取組

文化芸術に触れる機会の拡大

○　バリアフリー法及び岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、劇場、博物館や美術館等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進するとともに、字幕や音声案内サービス等、障害のある人のニーズに応じた工夫・配慮の提供等を働きかけるなど、文化施設のアクセシビリティの向上を図ります。

○　障害のある人の創作活動を支援するとともに、障害のある人とない人が一緒に楽しみ、交流できる場を創出する等の取組を通じて、障害の特性や障害のある人の持つ優れた才能に対する理解を深めていきます。

○　障害者差別解消法の改正により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず、だれもが文化芸術活動に親しむことのできる環境づくりを推進します。

文化芸術活動への参加機会の拡大

○　障害のある人が創作活動を頑張る契機となるよう、個性輝く作品を県庁県民室等で定期的に展示し、県民に鑑賞してもらえる場を提供します。

○　おかやま県民文化祭主催事業の岡山県美術展覧会「県展」や「岡山県文学選奨」等を周知し、障害のある人の作品発表の機会を増やすとともに、障害のある人とない人との交流に努めます。

人材育成、連携協力

○　障害福祉サービス事業所職員や文化芸術関係者等を対象とした講演等を通じて、障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の育成や文化芸術活動において必要な権利擁護の知識等の習得を図ります。

○　文化芸術活動に携わる関係者間のネットワークづくりを支援し、障害のある人の文化芸術活動に関する様々な相談への対応や情報提供を行うことができるよう、体制・環境づくりに取り組みます。

第２節　障害者スポーツの推進

具体的取組

スポーツに親しむ環境づくり

○　専門的な知識や指導技術を有し、地域の活動で中心的な役割を担うスポーツ指導者を養成します。また、障害者スポーツに関する関心を高め、ボランティア活動への参加を促進します。

○　必要な時にガイドヘルパー（外出介護従業者）の派遣ができるように人材の確保を図るとともに、都道府県間の利用が可能となるよう体制の充実に努めます。

障害者スポーツの普及

○　岡山県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への派遣、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組への支援を通じて、障害者スポーツの普及を図ります。

○　パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成を図ります。

○　誰もが気軽に参加できるスポーツ活動の場の提供など、主体的にスポーツ活動に参加できる環境づくりを推進し、これまでスポーツに参加する機会が少なかった障害のある人もスポーツ活動を行うことができるよう取り組みます。また、身体障害のある人や知的障害のある人のスポーツに比べるとまだ普及が進んでいない精神障害のある人のスポーツの振興にも取り組みます。

第３節　国際交流の推進

具体的取組

○　国際交流団体が行う各種活動や在住外国人との交流を促進します。

○　パラリンピックへの参加や民間団体が行う障害者スポーツを通じた国際交流、民間団体が行う作品展の文化芸術活動を通じた国際交流の取組を支援します。

第５章　雇用・就業、経済的自立の支援

基本的考え方

○　多様な就業機会の確保や障害特性に応じた就業支援により、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮でき、地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

○　障害者施設等における工賃の水準の向上を通じて、一般就労が困難な障害のある人も安心して暮らせる社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　障害のある人の雇用の推進
第２節　総合的な就労支援
第３節　障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
第４節　一般就労が困難な障害のある人に対する支援
第５節　経済的自立の支援

第１節　障害のある人の雇用の推進

具体的取組

就業機会の拡大

○　岡山労働局や就労支援サービス事業所等と連携して就職面接会等を開催するほか、企業等が障害のある人の特性に応じた雇用や働き方について理解を深めることができるセミナー等を開催し、働く意欲を有する障害のある人の就業機会の拡大を図ります。

○　障害のある人を雇用するために企業が行う環境整備等に関する各種助成金制度の活用など、障害のある人の雇用促進に向けた取組について岡山労働局等の関係機関と連携して啓発・周知を行います。また、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に障害者雇用促進アドバイザーを派遣して適切な相談・助言を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。

雇用の促進

○　法定雇用率を達成していない民間企業に対して、ハローワークによる指導のほか、障害のある人の雇用に関する専門相談や事業主に対する助成金制度の啓発・周知などにより法

定雇用率の達成に向けた取組を進めます。

○　特例子会社制度等を活用して障害のある人の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、障害者雇用率制度の普及啓発により重度障害者の雇用の促進を図ります。

○　県の工事や物品購入等の入札に関して、障害のある人の雇用状況を評価する制度の活用を図ります。

県職員採用の推進

○　障害のある人の職員採用を進めて法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき策定した「障害者活躍推進計画」により、障害のある職員のさらなる活躍を促進するための取組を進めます。

○　障害のある人が、長期にわたり意欲的に勤務することができるよう専門の相談員を設置し、職場適応に向けた支援を行います。

○　発達障害のある人の就労に向けた自身の特性理解や受入れ側の合理的配慮への理解促進を図るため、県の職場に研修生として短期間受け入れ、職場体験の機会を提供します。

○　知的障害のある人については、短時間会計年度任用職員として行政での就労機会を提供することにより、職務能力の向上を図り、民間企業等での一般就労を推進する取組を進めます。

合理的配慮等

○　障害者雇用促進法に基づく障害のある人に対する差別の禁止、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に関する周知・啓発を岡山労働局等の関係機関と連携して行い、働く機会の均等と待遇確保を図ります。

○　労働者である障害のある人の適切な権利保護のため、使用者による障害者虐待の防止及び紛争解決に向けて岡山労働局等の関係機関と連携して対応します。

第２節　総合的な就労支援

具体的取組

○　岡山県障害者就業・生活支援センターにおいて、障害のある人の生活面から就業までの一体的な相談支援体制の充実を図り、岡山労働局や地域の就労支援機関等と連携した一般

就労への移行支援や継続的な職場定着支援を実施します。

○　就労移行支援事業所等において、岡山労働局等の関係機関と連携し、企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。また、一般就労した障害のある人に対して、就労に伴う生活面の課題への支援を行い、職場定着を図ります。

○　円滑な就労移行等を支援するため、特別支援学校において教育・福祉・労働等の連携により、障害のある生徒の就労や自立への意欲を高めるための進路指導、職場開拓、産業現場等での実習の充実に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、高等学校における障害のある生徒への就労支援に取り組みます。

○　公共職業能力開発施設において、障害のある人に向けた職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害のある人の身近な地域で障害のある人の状況に応じた多様な委託訓練を実施します。また、障害のある人の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるための啓発に努めます。

○　県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもと、施設内において、知的障害のある人を対象とした訓練を実施します。また、特別委託訓練では、身体障害のある人を対象とした機械系分野（２年課程）の訓練を、委託訓練では、特別支援学校の生徒や様々な障害種別の人を対象として、企業、社会福祉法人、民間教育機関等、職業能力開発資源を活用した訓練を実施し、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。

○　障害のある人の職業能力開発に関する技能大会の障害者技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。

第３節　障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

具体的取組

障害特性に応じた支援

○　発達障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図るため、事業主等の理解を促進するとともに、発達障害のある人の特性に応じた就労支援の充実・強化を通じて雇用の拡大と定着を図ります。

○　ハローワーク等において精神障害のある人や発達障害のある人に対する専門的な支援を行います。

○　岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、就労希望のある方、就労継続に不安を抱えている方に対してハローワークの難病患者就職サポーターと連携を図りながら相談・支援を行うほか、難病を抱えている方の雇用を考えている企業からの相談に対応します。

多様な就業の機会

○　就労継続支援事業所における農産物の生産拡大や農作業の受託促進、地域団体との連携による６次産業化等により、障害のある人の農業分野での就労支援を推進します。

○　テレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進するとともに、短時間労働や在宅就労等障害のある人が多様な働き方を選択できる環境を整備します。

第４節　一般就労が困難な障害のある人に対する支援

具体的取組

○　障害のある人が一人ひとりの個性と可能性を生かして働くことができるよう、就労支援サービスの基盤整備を図るとともに、適切な就労支援サービスが提供されるよう必要な支援を行います。

工賃向上

○　国の「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」及び「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」を策定し、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援Ｂ型事業所等において、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注の推進等、工賃水準の向上のための支援を行います。

○　就労継続支援Ａ型事業所における就労の質を向上させるため、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、基準を満たさない事業所に必要な指導・支援を行うことを通じて、障害のある人の賃金の向上を図ります。

優先調達

○　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

第５節　経済的自立の支援

具体的取組

○　年金や諸手当の適切な支給、各種税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスの利用者負担の無料化等の各種支援制度の運用により、経済的自立を支援します。

○　受給資格を有する障害のある人が、制度の不知等により不利益を被らないよう、公的年金制度、特別障害者手当等の諸手当、各種減免措置、心身障害者扶養共済制度など、各種制度の周知に取り組みます。（再掲）

○　障害のある人等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金の効果的な活用を進め、障害のある人の就業機会の拡大、雇用の促進及び社会活動への参加促進等を図ります。

第６章　保健・医療の充実

基本的考え方

○　地域医療体制等の充実により、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられる社会の実現を目指します。

○　切れ目のない支援により、入院中の精神障害のある人の早期退院や地域への円滑な移行・定着が進み、社会的入院が解消された社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　保健・医療の充実等
第２節　精神保健・医療の提供等
第３節　保健・医療人材の育成・確保
第４節　難病に関する施策の推進
第５節　疾病等の予防・早期発見・治療
第６節　難聴児の早期発見・早期療育推進

第１節　保健・医療の充実等

具体的取組

○　障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の整備を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

○　関節や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等、リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、機能回復訓練から日常生活動作（ADL）の向上、社会参加の実現に至る一貫したサービスが提供できる体制の整備に努めます。

○　中核病院と地域の診療所等との適切な役割分担によって、急性期治療から在宅での療養まで地域連携クリティカルパスの活用による切れ目のない医療を提供する体制の構築を進めます。

○　より早期に正しい診断が可能となるよう、難病診療連携拠点病院を中心とした難病医療ネットワークの充実を図ります。

○　障害のある高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医

療と介護が受けられるよう、医療・介護の関係団体の協働に向けた合意形成や連携を促進するとともに、市町村の取組を支援します。

○　在宅で医療的ケア児等（重症心身障害児者を含む）の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児支援センターを設置し、各種相談や助言、情報提供を行うとともに、短期入所事業所の整備・充実等を図ります。

○　自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）、心身障害者医療費、指定難病に係る特定医療費、特定疾患治療研究事業等の医療費助成を行います。なお、精神障害のある人への医療費助成の導入に向けた検討を進めてまいります。

○　障害のある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。

○　定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図るとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科医師や歯科衛生士の人材を育成するための取組を推進します。

第２節　精神保健・医療の提供等

具体的取組

○　精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、以下の取組を通じて、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源の整備を図ります。

- 専門診療科以外の診療科、保健所、健診の実施機関等と専門診療科との連携促進及び様々な救急ニーズに対応できる精神科救急医療システムの確立等
- 精神科デイケアの充実、外来医療、ひきこもり等の精神障害に対する多職種による訪問支援活動の充実
- 居宅介護等訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備
- 精神障害のある人の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等の人材育成や連携体制の構築等

○　学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実に

より県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援につなげます。

○　精神障害のある人及び家族のニーズに応じた多様な相談体制の構築を図ります。また、身近な地域で必要なサービスが切れ目なく受けられるよう、市町村における相談支援体制の整備を支援します。

○　精神医療における人権の確保等を図るため、精神医療審査会や、実地指導・実地審査等により、人権に配慮した適切な医療の提供と入院環境の確保を推進します。

○　精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労)、教育等の支援を包括的に行う、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・充実を図ります。

○　精神障害のある人の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、社会的活動の拠点、在宅医療の充実や地域住民の理解の促進を図るとともに、働くことを含めた、精神障害のある人の退院後の支援に係る取組を行います。

第３節　保健・医療人材の育成・確保

具体的取組

○　地域枠卒業医師の養成や地域医療実習等教育の充実により、県内の医師不足地域における医師の確保に努めるとともに、看護職員の確保及び職場定着を図ります。

○　地域医療の中核を担うかかりつけ医等の医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。

○　保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう地域の保健･医療･福祉事業従事者間の連携を図ります。

○　在宅医療や介護等のニーズに対応するため、在宅医療と介護に従事する多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員等）の協働に向けた合意形成と連携を図ります。

○　発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、市町村において巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。（再掲）

第４節　難病に関する施策の推進

具体的取組

○　難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び患者の療養生活の維持向上を目的とし、患者への医療費の助成を行います。

○　難病患者や家族の療養上の不安等の解消を図るため、難病相談支援センターによる難病相談や各種支援の充実を図るとともに、難病対策地域協議会の設置により地域の特性を踏まえた難病患者に対する支援体制を整備します。

○　難病患者の身近な入院施設及び相談体制の確保のため、難病診療連携拠点病院・二次保健医療圏で指定している協力病院との連携を強化するとともに、レスパイト事業を行う準協力病院の指定を増やす等、難病医療ネットワークの充実を図ります。

○　筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）等の重症難病患者のうち、特に人工呼吸器を使用している患者の在宅療養については、人工呼吸器の点検、体位変換等の介護を２４時間にわたり行わなければならないため、医療保険の枠を超える訪問看護費について公費で負担し、在宅療養を支援します。

○　難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、市町村理解と協力の促進を図ります。

第５節　疾病等の予防・早期発見・治療

具体的取組

○　妊産婦・乳幼児・児童に対する健診及び保健指導、新生児聴覚検査の適切な実施を推進するとともに、周産期医療・小児医療体制の確保等に努め、疾病等の早期発見・治療・療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。

○　発達障害の早期発見や適切な支援を行う体制を整備するため、子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域で発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。

○　保健所、医療機関等の関係機関との連携により、心の健康に関する相談・カウンセリング等の機会の充実、ひきこもりや依存症の予防や本人及び家族への支援等、心の健康づくり対策を推進します。また、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。

○　発達障害を含む様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケアに対応するため、子どもの心の診療拠点病院を中心とする保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図ります。また、学校教育を通じて、不登校やいじめ等、思春期にある子どもの心のケアや健康・体力づくりを推進します。

○　糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙及び歯と口の健康に関する生活習慣の改善による健康づくり施策を推進します。そのため、子どもから高齢者まで、すべての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を基本理念とした県民の健康づくり計画「第３次健康おかやま２１」に基づき、各種事業に取り組みます。

○　疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の確保、保健所、精神保健福祉センター、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。

○　外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の確保及び関係機関の連携を促進します。

第６節　難聴児の早期発見・早期療育推進

具体的取組

新生児聴覚検査体制の整備

○　難聴児を早期に発見し療育することを目的に、市町村による岡山県新生児聴覚検査事業の円滑な実施を推進し、県内のすべての新生児に対して新生児聴覚検査を実施できるよう市町村と連携して取り組みます。

○　新生児聴覚検査で要再検となった子どもに対して、精密検査機関が早期に精密検査を実施して確定診断を行うことができるよう市町村や関係機関と連携するとともに、早期療育の機会が失われることがないよう、生後６か月までに療育を開始できるよう適切な援助体制の構築に努めます。

支援体制の整備

○　保健、医療、福祉、教育等の関係機関の顔の見える連携体制を構築するとともに、児童発達支援センターを中心とする難聴児支援のための中核機能を確保・強化し、難聴児及びその家族に対して、適切な情報提供と多様な状態像に応じた切れ目のない支援を行います。

○　耳鼻科及び聴覚検査機関が少ない地域を巡回し、難聴児の医学的検査及び必要な相談対応を行います。

教育体制の整備

○　特別支援学校における教員等の適切な配置や専門家の活用等に取り組む等、特別支援学校のセンター的機能の強化を推進し、地域における難聴児への特別支援教育の充実を図ります。

○　特別支援学校の専門性向上のため、特別支援学校教員に認定講習の受講を働きかけ、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率の向上を図ります。

難聴児補聴器交付事業（再掲）

○　身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援します。

理解促進

○　難聴は、周囲から気付かれにくい障害であると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含めた障害特性について理解の促進に努めます。

第７章　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本的考え方

○　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法及び「岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」の推進により、障害のある人が容易に情報の取得、利用及び意思疎通できる社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　情報通信における情報アクセシビリティの向上
第２節　意思疎通支援の充実

第１節　情報通信における情報アクセシビリティの向上

具体的取組

○　公衆無線ＬＡＮサービス「おかやま Wi-Fi」の活用により障害のある人や高齢者を含む誰もがウェブで提供されている情報を利用しやすくする等、ウェブアクセシビリティに配慮しながら時間・距離に制約されない幅広い交流を促進します。

○　県における情報通信機器及びホームページに関するサービスやシステム等の調達・開発は、障害のある人に配慮した情報アクセシビリティの向上を推進し、国際規格、日本産業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

○　聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との電話を、通話オペレータが手話・文字と音声で通訳して即時双方向につなぐ、電話リレーサービスの普及を促進します。

○　読書バリアフリー法及び岡山県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画等を踏まえ、図書館における障害のある人の読書環境の整備を促進するとともに、視覚障害等のある人が利用しやすい書籍等を製作する人材等の育成を図ります。（再掲）

相談・支援

○　ＩＴに関する相談窓口「障害者ＩＴサポートセンターおかやま」を運営し、障害のある人が情報通信技術を利活用できる機会の拡大を図ります。

○　岡山県視覚障害者センターにおいて、新聞等を即時点訳するネットワーク事業、点字・音声図書の貸出し、情報提供を行い、視覚障害のある人の文化・学習・レクリエーション活動等の拡大を図ります。また、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展に伴うニーズの変化も踏まえながら、ボランティア活動の拠点としての一層の機能充実を図ります。

○　岡山県聴覚障害者センターにおいて、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作・貸出、情報機器の貸出、相談事業等のコミュニケーション支援を行い、聴覚障害のある人の文化・学習・レクリエーション活動等の拡大を図ります。また、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展に伴うニーズの変化も踏まえながら、情報提供やボランティア活動の拠点としての一層の機能充実を図ります。

行政情報のアクセシビリティの向上

○　ウェブサイト等で情報提供を行う場合、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画の字幕や音声解説の付与等、最新のウェブアクセシビリティ規格を踏まえて、高齢者や障害のある人など誰もが支障なく利用できるよう努めます。

○　障害のある人に県政情報や緊急時の情報提供等を行う際は、多様な障害の特性に応じて手話・字幕・音声等を適切に活用するとともに、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努める等の配慮を行います。

○　障害福祉サービス等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、全国の障害福祉サービス等事業者の情報を収集した（独）福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」の活用を図ります。

第２節　意思疎通支援の充実

具体的取組

○　障害のため意思疎通を図ることに支障がある人へのコミュニケーション支援の充実を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣を行うほか、養成研修等の実施により意思疎通支援者の育成・確保を促進します。また、市町村に対して点訳・代筆・代読・音声訳等の意思疎通支援事業の取組を促すと

ともに、市町村が実施する手話奉仕員養成事業等の実施率の向上を図り、意思疎通支援者の拡大を図ります。

○　市町村その他の関係機関と連携し、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関して、県民が理解を深めることができるよう啓発を行うとともに、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めます。

○　コミュニケーション等に資する支援機器の情報提供や体験の場の提供を通じて、障害のある人のニーズを踏まえた支援機器の普及を促進し、情報のバリアフリー化を図ります。

○　意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝えられる絵記号（ピクトグラム）等の普及を図ります。

第８章　防災・防犯等の推進

基本的考え方

○　災害に強い地域づくりの推進により、障害のある人が地域社会で安全に安心して生活することができる社会の実現を目指します。

○　防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組の推進により、障害のある人が犯罪被害や消費者被害から守られている社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　防災対策の推進
第２節　防犯・交通安全対策の推進
第３節　消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第１節　防災対策の推進

具体的取組

災害に強い地域づくり

○　国、県、市町村、指定公共機関等が、岡山県地域防災計画で定めたそれぞれの果たすべき役割を実施するとともに、相互が密接に連携できるよう努めます。あわせて、県と市町村が連携し、住民への防災知識の普及、地域住民や事業者等による自主防災組織活動の推進等、国、公共機関、県、市町村、事業者、住民等が一体となって地域防災力の向上を図ります。

○　グループホーム等に入居する障害のある人が安心して生活できるよう、建築基準法等の基準に適合させるための指導等を実施するほか、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築に係る助言に努めます

○　防災関係部局と福祉関係部局等の連携のもと、必要に応じて地域防災計画を適宜見直し、障害のある人等にも配慮した計画となるよう努めます。

○　災害発生時は、人的被害、住家被害等の被害状況の把握に努め、災害救助法の適用や救助方法の検討等を行うとともに、必要に応じて市町村に救助の委任を行う等、災害救助法の適切な運用を行います。

○　県が実施する防災訓練において障害特性に応じた要配慮者対象の訓練を取り入れるとともに、市町村や保健福祉施設等における適切な防災訓練の実施を促進し、被災時の安全の確保を図ります。また、障害のある人等に配慮した自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努めます。

○　要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援します。

○　緊急時に備えて、要配慮者やその保護者等の情報の把握に努めるとともに、要配慮者やその保護者等への防災知識の普及を図ります。

○　市町村において個別避難計画の作成が進み、災害発生時に避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう、市町村に働きかけます。

○　市町村と協力し、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導するとともに、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行います。また、要配慮者に対して、個別避難計画等による支援制度があることを周知するよう努めます。

福祉避難所等の整備

○　今後発生が想定される大規模地震や台風等の風水害に備え、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設等の把握及び指定の促進、住民への周知等を市町村に働きかけます。

○　避難所や応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人が、避難所等において必要な物資を含めた支援と合理的配慮を得ることができるよう、市町村による体制整備を支援します。

○　平時から県・市町村と福祉関係団体等が連携し、福祉避難所の設置、専門的人材の確保、必要な物資の備蓄等、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築・強化を進めます。

避難所における合理的配慮

○　障害の特性に応じた物資等の支援や合理的配慮を受けられるよう、市町村による避難所の体制整備を支援します。

○　各地域の相談支援事業所や支援団体等と連携し、福祉避難所における要配慮者への相談対応に努めます。

災害情報等の伝達

○　地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に、市町村が作成したハザードマップ、土砂災害警戒区域等の公表を市町村と一体となって取り組みます。

○　障害のある人に対して正確かつ迅速に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、警察等の協力を得つつ、障害特性等に配慮した情報伝達体制の構築を図ります。なお、情報伝達の方法は、障害の特性・程度等によって様々であることに留意します。特に、視覚障害のある人や聴覚障害のある人等は情報の取得や意思疎通が制限されるため配慮が必要なことに留意します。

○　火災や救急事案の発生時に、聴覚・言語機能に障害のある人が円滑に緊急通報できるよう、スマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの消防本部への導入を推進します。

福祉・医療サービスの継続的な提供

○　災害発生後も継続して福祉・医療サービスが提供できるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進を図るとともに、地域内外の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

ボランティアの確保

○　専門的な知識・技術を有する手話通訳、要約筆記等の養成を進め、災害救援専門ボランティアへの登録を促進します。また、災害時に災害救援専門ボランティアが円滑に活動できるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社等の関係機関との連携を図ります。

障害の特性に応じた避難支援等

○　市町村による個別避難計画の作成を支援し、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の緊急避難体制の整備を図ります。

○　障害のある人が、緊急時や災害時に個々の状況や特性に沿った避難行動がとれるよう、災害時サポートブックの普及を促進します。

○　「災害時における難病患者等の行動・支援マニュアル」に基づき、関係機関、関係団体等と連携して、安全かつ迅速な支援活動を行います。また、緊急時における難病患者の援護

に有益な情報を記載した「緊急医療支援手帳」を難病患者に配布し、防災意識の高揚を図ります。

○　訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置を整備し、長期停電時においても患者の生命を維持できる体制整備に努めます。

第２節　防犯・交通安全対策の推進

具体的取組

○　岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、市町村、自治会等、ボランティア・ＮＰＯ、事業者及び障害のある人も含めたすべての県民との連携協働により、安全・安心なまちづくりを推進します。

○　音声による意思疎通が困難な方が文字で警察に通報できるよう、「１１０番アプリシステム」、「メール１１０番」、「ファックス１１０番」、電話リレーサービスによる通報受付体制を整え、障害のある人からの緊急通報に対する迅速・的確な対応に努めます。

○　県警察ホームページをはじめとする各種媒体を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、犯罪被害の防止を図ります。

性犯罪・性暴力等の被害者支援

○　障害のある人を含め、多様な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、医療機関や関係団体等と連携し、性暴力被害者支援センター「おかやま心」を効果的に運営します。

交通安全対策

○　障害のある人や高齢者も含めた県民の交通事故を防止するため、交通ルールの遵守、「思いやり」「ゆずりあい」の気持ちによる交通マナーアップなどの交通安全意識高揚のための啓発活動を推進します。

第３節　消費者トラブルの防止及び被害からの救済

具体的取組

相談支援

○　岡山県消費生活センターにおいて、ファックスやメールによる消費生活相談を行うなど、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談支援体制の整備を図ります。

○　消費者トラブルに関する情報収集及び情報発信を行うほか、消費者被害からの救済に関する情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

○　障害者団体、消費者団体、福祉関係者、行政等の連携を促進し、消費者被害に遭うリスクの高い障害のある人や高齢者等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に取り組みます。

○　障害のある人及び障害のある人を支援する人の各種消費者教育関係講座への参加を促進し、消費者としての権利利益の擁護を図ります。

成年後見制度の普及促進

○　障害により判断能力が不十分な人に成年後見制度が適切に利用されるよう、制度の普及啓発に努め、消費者被害の未然防止を図ります。

第９章　差別の解消及び権利擁護の推進

基本的考え方

○　障害者差別解消法の一層の浸透や障害者差別の解消の推進により、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別がない社会の実現を目指します。

○　障害者虐待防止法の一層の浸透や権利擁護、虐待防止等の推進により、障害のある人の権利侵害の防止や被害の救済が図られた社会の実現を目指します。

取組の方向

第１節　障害を理由とする差別の解消の推進
第２節　権利擁護の推進
第３節　行政機関等における配慮

第１節　障害を理由とする差別の解消の推進

具体的取組

合理的配慮等

○　障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針等に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障害のある人への必要かつ合理的な配慮の提供が徹底されるよう取組を推進します。

○　事業者にも合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法に事業者が適切に対応できるよう、合理的配慮の提供に関する研修の実施や周知を図ります。

○　あいサポート運動（※）を実践する「あいサポーター」を養成し、障害のある人への理解を県民や事業者に広めていきます。

（※）あいサポート運動：「あいサポート」とは、「愛情」の「愛」、私の「Ｉ」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障害のある人を優しく支え、自分の意志で行動する（ちょっとした手助けをする）ことを意味し、「あいサポート運動」とは、様々な障害の特性を理解して、障害のある方が困っていることに対して、ちょっとした手助けや心くばりなどを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現をめざしていく運動

差別の解消

○　岡山県障害者差別解消支援地域協議会を設置して関係機関の連携を強化するとともに、障害者差別解消相談センターにより障害のある人への差別に関する相談支援を行うなど、差別の解消を促進する体制の充実を図ります。

第２節　権利擁護の推進

具体的取組

○　障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動や、市町村及び障害者福祉施設等の職員を対象とした研修を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

差別・虐待の防止

○　障害者に対する差別及びその他虐待等権利侵害の防止、又はその被害から救済を図るため、市町村が設置・運営する「障害者虐待防止センター」との連携を促進します。また、「岡山県障害者権利擁護センター」を設置・運営し、相談対応や紛争解決等を行う体制の充実及び利用の促進を図るとともに、相談員の資質向上に取り組みます。

子どもに対する虐待の防止

○　障害のある子どもに対する虐待について、児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待防止法等に基づき、「障害者虐待防止センター」や「岡山県障害者権利擁護センター」の活動による虐待防止と併せて、「子ども・子育て支援新制度」による子育て支援を通じた虐待防止の充実を図ります。

障害福祉サービス事業所等における虐待の防止

○　虐待の防止や早期発見に向け、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の設置、事業所従事者への虐待防止研修の実施の指導を行います。

強度行動障害

○　強度行動障害のある人への支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害のある人への支援に関する研修の実施等に取り組みます。

介助

〇　障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう周知を図ります。

意思決定支援

○　自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階を含む）に支援を要する障害のある人が、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対して研修等を行い、意思決定支援の質の向上を図ります。

成年後見制度の普及促進（再掲）

○　障害により判断能力が不十分な人に成年後見制度が適切に利用されるよう、制度の普及啓発に努めます。

第３節　行政機関等における配慮

具体的取組

県の事務・事業における配慮

○　県の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法や「岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、必要な環境整備を進めます。

○　県や市町村の職員に対して、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための研修を実施し、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

○　県職員等採用試験において、障害特性に応じた合理的配慮を提供し、障害のある受験者に不利が生じないよう配慮します。

○　岡山県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等に基づき、障害に対する理解を深めるための研修の充実を図るほか、手話ができる警察職員の育成、コミュニケーション支援ボードの活用等、障害のある人に配慮したコミュニケーションに努めます。

選挙における配慮

○　障害のある人が適切に選挙権を行使できるよう、候補者等の情報を提供する際は、障害の特性に配慮した情報の提供に努めます。

○　移動に困難を抱える人に配慮した投票所のバリアフリー化や、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等を市町村に働きかけ、投票環境の向上に努めます。

○　障害のある人の特性に配慮した代理投票や点字投票を実施するほか、指定施設や郵便等での不在者投票の実施により、投票所に行くことが困難な方の投票機会の確保に努めます。

第１０章　数値目標

第１章から９章の具体的取組を踏まえて、下記のとおり数値目標を定めます。

数値目標項目		現状数値 （令和４年度実績）	目標数値 （目標年度末）	目標 年度
1. 地域生活の支援				
	共同生活援助（グループホーム）の整備見込量（定員数）	2,559 人 /年度	3,200 人	R11
	ペアレントメンターの人数	61 人	72 人	R11
2. 安全・安心な生活環境の整備				
	岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	38.0% /年度	50.0% ／年度	R11
	おかやまＵＤアンバサダーの登録者数	72 人 /年度	232 人	R11
3. 教育の振興				
	中学校から高等学校への個別の教育支援計画等の引継率	91.8%	100%	R9
	県公立学校における特別支援学校教諭免許状の保有率（特別支援学校教員）	91.8%	93.0%	R9
4. 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進				
	障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	46 回 ／年度	51 回 ／年度	R11
5. 雇用・就業、経済的自立の支援				
	福祉施設及び障害者就業・生活支援センターを利用して一般就労した人の数	679 人 ／年度	4,200 人	R11
	特別支援学校就職希望者の就職率（各年度３月時点）	97.3%	100%	R9
	特別支援学校卒業者で就職した者の１年目の定着率（卒業翌年度３月時点）	86.6%	95.5%	R9
6. 保健・医療の充実				
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置している市町村の数	26 市町村	全市町村	R11
	医療的ケア児等支援者養成研修を受講修了した人の数	17 人 ／年度	100 人	R11

7. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実				
	障害者ＩＴサポートセンター利用者数	685 人 ／年度	820 人 ／年度	R11
	点訳奉仕員の養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和 6 年度からの累計	7 人 ／年度	52 人	R11
	朗読奉仕員の養成研修を受講修了した人の数 ※目標数値は令和 6 年度からの累計	11 人 ／年度	78 人	R11
	意思疎通支援者の県登録者数（手話通訳者）	174 人	204 人	R11
	意思疎通支援者の県登録者数（要約筆記者）	178 人	215 人	R11
	意思疎通支援者の県登録者数（盲ろう者向け通訳・介護員）	73 人	90 人	R11
	意思疎通支援者の県登録者数（失語症向け意思疎通支援者）	79 人	220 人	R11
8. 防災・防犯等の推進				
	福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を受けた障害福祉サービス等施設・事業所数	4 カ所 （R7 実績）	13 カ所 ／年度	R11
	「消費者安全確保地域協議会」を設置した市町村の数	4 市町村	10 市町村	R12
9. 差別の解消及び権利擁護の推進				
	あいサポーター研修を受講修了した人の数累計	31,601 人 （累計）	49,000 人 （累計）	R11

第３部　第８期岡山県障害福祉計画・第４期岡山県障害児福祉計画

第１章　障害のある人の状況

第１節　身体障害

○　令和７年度末で身体障害者手帳を所持している人は、６５，５０２人となっています。

○　全年齢で減少傾向にありますが、６５歳以上が７５．２％を占めており、高齢者の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持者の等級別状況（各年度３月 31 日現在）

区分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	（人）	構成比(%)	（人）
１級	23,286	32.8	22,716	33.2	22,053	33.7
２級	10,335	14.6	9,761	14.3	9,245	14.1
３級	9,773	13.8	9,684	14.1	9,258	14.1
４級	18,138	25.6	17,293	25.2	16,210	24.8
５級	4,714	6.6	4,493	6.6	4,329	6.6
６級	4,724	6.6	4,541	6.6	4,407	6.7
合　計	70,970	100.0	68,488	100.0	65,502	100.0

身体障害者手帳所持者の障害区分別状況（各年度３月 31 日現在）

区　分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	（人）	構成比(%)	（人）
視覚障害	4,432	6.1	4,306	6.3	4,328	6.6
聴覚・平衡機能障害	5,557	7.8	5,394	7.9	5,382	8.2
音声・言語・そしゃく機能障害	818	1.2	752	1.1	723	1.1
肢体不自由	37,151	52.3	34,188	49.9	31,072	47.5
内部障害	23,102	32.6	23,848	34.8	23,997	36.6
合　計	70,970	100.0	68,488	100.0	65,502	100.0

身体障害者手帳所持者の年齢別状況（各年度３月 31 日現在）

区　分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	（人）	構成比(%)	（人）
１８歳未満	1,194	1.7	1,060	1.6	950	1.5
１８歳以上６５歳未満	16,662	23.5	15,920	23.2	15,275	23.3
６５歳以上	53,114	74.8	51,508	75.2	49,277	75.2
合　計	70,970	100.0	68,488	100.0	65,502	100.0

第２節　知的障害

○　令和７年度末で療育手帳を所持している人は、２１，２６０人となっており、全年齢で増加傾向にあります。

療育手帳所持者の等級別状況（各年度３月 31 日現在）

区　分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	（人）	構成比(%)	（人）
療育手帳Ａ	5,884	32.1	6,158	31.1	6,455	30.4
療育手帳Ｂ	12,435	67.9	13,620	68.9	14,805	69.6
合　計	18,319	100.0	19,778	100.0	21,260	100.0

療育手帳所持者の年齢別状況（各年度３月 31 日現在）

区　分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	(人)	構成比(%)	(人)
１８歳未満	4,072	22.2	4,319	21.8	4,637	21.8
１８歳以上６５歳未満	12,582	68.7	13,604	68.8	14,547	68.4
６５歳以上	1,665	9.1	1,855	9.4	2,076	9.8
合　計	18,319	100.0	19,778	100.0	21,260	100.0

第３節　精神障害

○　令和７年度末で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、２２，０２７人となっており、全年齢で増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況（各年度３月 31 日現在）

区　分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	（人）	構成比(%)	（人）
１級	1,559	9.9	1,535	8.3	1,464	6.7
２級	10,092	64.0	11,589	62.7	13,402	60.8
３級	4,117	26.1	5,364	29.0	7,161	32.5
合　計	15,768	100.0	18,488	100.0	22,027	100.0

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別状況（各年度３月 31 日現在）

区　分	令和元年度		令和４年度		令和７年度	
	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)	（人）	構成比(%)
１８歳未満	266	1.7	327	1.8	478	2.2
１８歳以上６５歳未満	12,845	81.5	15,118	81.8	18,134	82.3
６５歳以上	2,657	16.8	3,043	16.4	3,415	15.5
合　計	15,768	100.0	18,488	100.0	22,027	100.0

第４節　難病

○　平成２６年１２月までは、国の特定疾患治療研究事業により、５６疾患を対象として「特定疾患医療受給者証」を交付し、医療費助成を行っていました。平成２７年１月に難病法が施行されてから、医療費助成の対象疾病が徐々に拡大され、令和８年４月には３４８疾病となっています。

○　令和７年度末の医療費助成の対象者は、１９，６１８人となっています。

特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証認定件数の状況（各年度３月 31 日現在）

令和元年度	令和４年度	令和７年度
16,814 件	18,100 件	19,618 件

第２章　障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法第８９条第２項第２号及び児童福祉法第３３条の２２第２項第２号に基づき、障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込を定める単位となる区域を次のとおり設定し、これを「障害保健福祉圏域」とします。

障害保健福祉圏域は、保健医療サービスとの連携を図る観点から、県保健医療計画で設定する二次保健医療圏と同一のものとします。



圏域名	構成市町村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見圏域	高梁市、新見市
真庭圏域	真庭市、新庄村
津山・勝英圏域	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

第３章　数値目標（成果目標・活動指標）

1　成果目標一覧

項目		現　況 （令和 7 年度）	目　標 （令和 11 年度）	備　考
施設入所者の地域生活への移行	①令和 7 年度末の施設入所者数（2,061 人）のうち、令和 11 年度末までの地域生活への移行者数	32 人／年度	124 人 (6.0%)	・(　)は移行率 ・目標は令和 9～11 年度の累計 ・現況は令和6年度のもの
	②令和 7 年度末の施設入所者数（2,061 人）のうち、令和 11 年度末までの削減数	33 人／年度	103 人 (5.0%)	・(　)は削減率 ・目標は令和 9～11 年度の累計 ・現況は令和6年度のもの
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域生活における平均生活日数	314.0 日	319.3 日	・現況は令和5年度のもの
	②精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上）	1,321 人	1,127 人	・現況は令和7年 6 月末時点のもの ・目標は国が示した式により算定したもの
	③精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳未満）	517 人	427 人	
	④精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（75 歳以上）	914 人	825 人	
	⑤精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（40 歳以上の認知症である者）	607 人	562 人	
	⑥退院後 90 日時点の 30 日以上の再入院率	10.9%	10.3%	・現況は令和5年度のもの
	⑦退院後 180 日時点の 30 日以上の再入院率	18.0%	17.4%	
	⑧退院後 365 日時点の 30 日以上の再入院率	26.8%	25.7%	
	⑨心のサポーター数	230 人	3,516 人	・目標は令和 9～11 年度の累計（岡山市を除く）

	⑩K６による住民のこころの状態の把握	有	有	
地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等の整備	12 市９町１村で整備済	各市町村に整備	・複数市町村による共同設置も可
	②地域生活支援拠点の機能充実のための運用状況の検証及び検討実施回数	７市５町で実施	各市町村において年１回以上実施	・市町村における目標
	③強度行動障害のある人の状況やニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	９市３町２村で把握 ７市５町で整備済	各市町村または圏域において整備	
福祉施設から一般就労への移行等	①一般就労への移行者数	525 人	688 人 (1.31 倍)	・現況は令和６年度の移行実績 ・(　)は令和６年度実績からの増加率
	②就労移行支援事業からの一般就労移行者数	266 人	303 人 (1.14 倍)	
	③就労継続支援Ａ型事業からの一般就労移行者数	128 人	195 人 (1.52 倍)	
	④就労継続支援Ｂ型事業からの一般就労移行者数	106 人	177 人 (1.67 倍)	
	⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合	80.6%	80%以上	・国指針の目標値：50%以上
	⑥就労定着支援事業の利用者数	83 人	122 人 (1.47 倍)	・現況は令和６年度の利用実績 ・(　)は令和６年度実績からの増加率
	⑦就労定着率(※)が７割以上の就労定着支援事業所の割合	20.0%	25%以上	※過去６年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者の割合

	⑧就労選択支援事業の利用者数	14 人/月	190 人／月	・現況は令和8年3 月の利用者数
障害児支援の提供体制等の整備等	①児童発達支援センターの確保	9市1町 19 か所設置	各市町村に 1 か所以上設置	・圏域での設置も可
	②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	7 市1 村で体制構築	各市町村において体制を構築	・圏域での設置も可
	③児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進	県において中核機能を確保済 県及び市町村において連携体制を構築済	県において中核機能を継続 県及び市町村において連携体制を継続	
	④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	7市1町 13 か所設置	各市町村に 1 か所以上設置	・圏域での設置も可
	⑤主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	8 市1町 16 か所設置	各市町村に 1 か所以上設置	
	⑥医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	26 市町村で設置済	各市町村に設置	・県が関与した上での圏域での設置も可
	⑦医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	15 市町村で配置済	各市町村に設置	
	⑧強度行動障害の状態にある児の状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備	9 市3 町2 村で把握 7 市5 町で整備済	各市町村または圏域において把握及び整備	
相談支援体制の充実・強化等	①基幹相談支援センターの設置	11 市5 町で設置	各市町村に設置	・複数市町村による共同設置も可
	②のぞまないセルフプランの件数	380 件	0件	・現況は令和7年4月から6月実績
障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上	①人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置	－	県において設置	
	②関係者の連携を図る協議会の設置	－	県において設置	

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①障害福祉サービス等情報公表制度における事業所の公表率及び更新率（年1回）	94% （公表率）	100% （公表率）	
		94% （更新率）	100% （更新率）	

2　活動指標一覧

項目			現　況 （令和７年度）	目　標 （令和11年度）	備　考
施設入所者の地域生活への移行等	①居室の個室化・ユニット化等に取り組む障害者支援施設数		18施設	22施設	・岡山市・倉敷市の施設を除く
	②地域移行等意向確認担当者による支援が行われている障害者支援施設数		－	26施設	・岡山市・倉敷市の施設を除く
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の地域移行支援利用者数		31人	56人	
	②精神障害者の地域定着支援利用者数		173人	192人	
	③精神障害者の共同生活援助利用者数		780人	1,070人	
	④精神障害者の自立生活援助利用者数		18人	30人	
	⑤精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数		149人	151人	
	⑥精神障害者の短期入所の利用者数		96人	105人	
	⑦精神病床からの退院患者の退院後の行き先	在宅	342人/月	349人/月	（※）グループホームを含む ・現況は令和７年６月の実績
		他院の精神病床	15人/月	10人/月	
		自院の精神病床以外の病床	4人/月	3人/月	
		他院の精神病床以外の病床	63人/月	63人/月	
		障害福祉施設（※）	67人/月	70人/月	
		介護施設	66人/月	70人/月	
		その他施設等（救護施設・母子寮・司法関係）	13人/月	13人/月	
		合計	570人/月	578人/月	
	⑧心のサポーター養成研修実施団体数		1団体	14団体	
	⑨精神保健福祉相談員講習会等の実施回数		1回	1回以上	
福祉施設から一般	①福祉施設利用者のうち、福祉施設から公共職業安定所への誘導者数		353人	365人	

就労への移行等	②福祉施設から一般就労への移行者のうち、障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	59 人	65 人	
	③福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	229 人	249 人	
発達障害者等に対する支援	①発達障害者支援地域協議会の開催回数	3 回	3 回以上	・現況及び目標は、県及び市町村の数値を合算したもの
	②発達障害者支援センターによる相談支援件数	18,136 件	18,200 件	
	③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	2,859 件	2,900 件	
	④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	328 件	510 件以上	
	⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） （ア）受講者数（保護者） （イ）実施者数（支援者）	（ア）282 人 （イ）100 人	（ア）300 人 （イ）120 人	
	⑥ペアレントメンターの人数	59 人	72 人	
	⑦ピアサポート活動への参加人数	420 人	450 人	
高次脳機能障害者に対する支援	①高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	2 箇所	2 箇所	・高次脳機能障害者支援センターは令和８年４月１日に施行された「高次脳機能障害者支援法」に基づき、令和８年９月１日に設立。設立前までは「支援拠点機関」という名称で同様の活動をしていた。 ・現況(令和７年度)の数値は支援拠点機関の実績。
	②高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2 回	
	③高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	2人	2人以上	
	④高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数	669 件	736 件	
	⑤高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	7件	8件	

障害福祉人材の確保・定着、生産性向上	①相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）の修了者数		522 人	550 人	
	②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の修了者数		750 人	1,050 人	
	③意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	(ア)相談支援専門員			
		研修実施回数	2 回	2 回以上	
		研修終了者数	522 人	550 人	
		(イ)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者			
		研修実施回数	9 回	9 回以上	
		研修終了者数	750 人	1,050 人	
	④福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合		89.4%	95.0%	・現況は令和 7 年 7 月時点のもの
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	①指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数		4 回	4 回以上	・会議等の機会を通じて市町村と共有

第４章　障害福祉サービス等の見込量

第１節　障害福祉サービス等の見込量

障害者総合支援法第８９条第１項及び児童福祉法第３３条の２２第１項の規定に基づき、令和９年度から令和１１年度までの障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の見込量を定めます。

見込量は、第１部及び第２部で示した県の考え方、国が定める基本的な指針を踏まえたうえで、障害のある人の状況や障害保健福祉圏域における利用実態を勘案して決定します。

注）表中の単位は以下のとおり。
・人／月：月間のサービス利用人数　　・時間／月　：月間のサービス提供時間
・人日／月　：「月間の利用人数」×「1 人 1 月当たりの平均利用日数」によるサービス量

1　県全体

訪問系サービス

＜現状と課題＞
○　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護は、今後利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保が課題です。

○　障害のある人の重度化・高齢化や障害特性に応じた支援ニーズに対応するため、専門的な支援を担う人材の確保・育成が必要です。

○　居住する地域にかかわらず必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の維持・確保が必要です。

＜今後の取組＞
○　介護保険事業者を含む多様な事業者の参入や関係事業者間の連携を促進し、地域の実情や個々のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

○　人口減少や高齢化等が進行する中、市町村や関係事業者と連携し、地域で必要なサービスを継続して利用できる体制の維持・確保に努めます。

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	3,538　人／月	4,348　人／月	4,451　人／月	4,558　人／月
	46,365時間／月	52,739時間／月	54,438時間／月	55,888時間／月
重度訪問介護	160　人／月	196　人／月	200　人／月	204　人／月
	32,141時間／月	43,413時間／月	44,470時間／月	45,627時間／月
同行援護	261　人／月	313　人／月	326　人／月	338　人／月
	3,825時間／月	4,139時間／月	4,316時間／月	4,492時間／月
行動援護	185　人／月	252　人／月	284　人／月	318　人／月
	2,858時間／月	4,127時間／月	4,614時間／月	5,150時間／月
重度障害者等包括支援	0　人／月	3　人／月	3　人／月	3　人／月
	0時間／月	153時間／月	153時間／月	153時間／月

日中活動系サービス

＜現状と課題＞

○　生活介護は、今後も利用者の増加が見込まれるため、障害のある人の重度化・高齢化等にも対応できるサービス提供体制の確保が課題です。

○　自立訓練（機能訓練）は事業所数が少なく、自立訓練（生活訓練）は利用者の増加が見込まれることから、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保が課題です。

○　就労移行支援は事業所数が少ないことから、一般就労を希望する人が必要な支援を受けられる体制の確保が課題です。

○　就労継続支援Ａ型は、事業所の安定的かつ適正な運営を支援し、障害のある人の雇用の確保を図っていく必要があります。

○　就労継続支援Ｂ型は、利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保に加え、工賃水準の向上及び適正な事業所運営に向けた支援が必要です。

○　就労定着支援は、一般就労へ移行した人が働き続けられるよう、職場定着に向けた支援体制の充実が必要です。

○　就労選択支援は、障害のある人が希望や適性に応じた働き方を選択できるよう、事業所の確保及び関係機関との連携体制の整備が課題です。

○　療養介護は、県内の事業所が県南の４事業所に限られており、県北を含む県全域の利用ニーズに対応できる体制の確保が必要です。

○　短期入所は、医療的ケアが必要な人や重度の障害のある人等が必要なときに利用できるよう、受入体制の充実が課題です。

＜今後の取組＞

○　サービスごとの利用ニーズや地域の実情を踏まえ、必要なサービスの確保と利用しやすい環境の整備に努めます。

○　福祉人材センター等との連携や研修機会の確保により、サービスの担い手の確保・育成及び支援の質の向上を促進します。

○　就労継続支援 A 型については、事業所の経営力強化や適正な運営を促進し、雇用の維持・確保につなげます。就労継続支援 B 型については、共同受注や優先調達の推進等により、受注機会の確保と工賃水準の向上を支援します。

○　就労移行支援、就労定着支援及び就労選択支援については、事業所の確保に努めるとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、希望や適性に応じた就労と職場定着に向けた支援の充実を図ります。

○　介護保険事業所の活用による基準該当サービスを含め、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

○　医療的ケアを行う短期入所については、市町村と連携し、補助事業も有効に活用しながら、地域バランスに配慮した受入体制の整備を促進します。

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	4,479　人／月	4,867　人／月	4,940　人／月	5,014　人／月
	85,223人日／月	86,479人日／月	87,348人日／月	88,266人日／月
自立訓練（機能訓練）	6　人／月	11　人／月	11　人／月	11　人／月
	64人日／月	194人日／月	194人日／月	194人日／月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	260　人／月	301　人／月	325　人／月	354　人／月
	4,171人日／月	4,171人日／月	4,367人日／月	4,599人日／月
就労移行支援 ※養成施設を含む	576　人／月	596　人／月	609　人／月	626　人／月
	8813人日／月	9,068人日／月	9,234人日／月	9,436人日／月
就労継続支援 A 型	1,621　人／月	2,006　人／月	2,012　人／月	2,020　人／月
	31,928人日／月	41,441人日／月	41,588人日／月	41,761人日／月
就労継続支援 B 型	6,530　人／月	7,852　人／月	8,515　人／月	9,243　人／月
	109,047人日／月	126,532人日／月	133,577人日／月	140,994人日／月
就労定着支援	282　人／月	349　人／月	369　人／月	393　人／月
就労選択支援	8　人／月	160　人／月	175　人／月	190　人／月
療養介護	472　人／月	494　人／月	497　人／月	501　人／月
短期入所	1,171　人／月	1,739　人／月	2,001　人／月	2,319　人／月
	6,467人日／月	8,879人日／月	10,163人日／月	11,677人日／月

居住系サービス

＜現状と課題＞

○　自立生活援助は、事業所数が少ないことから、地域で必要な支援を提供できる体制の確保が課題です。

○　共同生活援助は、今後も利用者の増加が見込まれることから、地域移行の意向や重度化・高齢化等に対応した住まいの確保とともに、支援の質の確保が必要です。

○　施設入所支援は、入所による支援が必要な人のニーズに配慮しながら、本人の意向を尊重した地域生活への移行を促進するとともに、重度化・高齢化や「親なき後」も見据え、必要な入所定員を適正に確保することが課題です。

○　地域生活支援拠点等については、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の対応、相談支援及び地域の支援体制の調整等の機能を充実させる必要があります。

＜今後の取組＞

○　自立生活援助については、施設や精神科病院等から地域生活に移行した人や一人暮らしを希望する人を支援するため、事業所の確保を図ります。

○　共同生活援助については、重度化・高齢化等に対応できるよう、国の施設整備補助金の活用等による整備に努めるとともに、事業所への指導・助言等を通じ、支援の質と適正な運営の確保に努めます。

○　施設入所支援については、真に入所が必要な人に応じた定員の確保を図るとともに、意思決定支援や本人の意向確認を促進し、生活環境の向上及び希望に応じた地域生活への移行を支援します。

○　地域生活支援拠点等については、市町村及び関係機関と連携し、コーディネーターの配置や機能の検証・検討を通じて、緊急時の支援や地域生活を支える機能の充実を促進します。

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	35 人／月	55 人／月	66 人／月	78 人／月
共同生活援助	2,386 人／月	3,166 人／月	3,382 人／月	3,615 人／月
施設入所支援	2,023 人／月	1,993 人／月	1,966 人／月	1,941 人／月
地域生活支援拠点等設置箇所数（延べ箇所数）	24 箇所	29 箇所	29 箇所	32 箇所
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数	22 人	31 人	32 人	33 人

（延べ人数）				
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数 （延べ回数）	20 回	58 回	58 回	58 回

相談支援

＜現状と課題＞

○　計画相談支援及び地域相談支援は、障害のある人が本人の意向に沿って必要なサービスを利用し、地域で安心して生活するために不可欠なサービスです。

○　今後も利用者の増加が見込まれる一方、相談支援専門員、相談支援員等の人材確保や専門性の向上、地域移行・地域定着を支える関係機関との連携など、相談支援体制の充実が課題です。

＜今後の取組＞

○　相談支援従事者の計画的な養成、資質の向上及び指定相談支援事業者の確保等を推進し、必要な相談支援を受けられる体制の整備に努めます。

○　適切なサービス等利用計画の作成支援及び継続的なモニタリングにつながるよう、相談支援従事者の指導者の養成や研修等を通じて、相談支援の質の向上を図ります。

○　相談支援アドバイザー等の派遣や基幹相談支援センター等との連携を通じて、市町村の相談支援体制の充実を支援するとともに、施設・医療機関・サービス提供事業者等と連携した地域移行・地域定着支援を促進します。

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	4,006 人／月	8,051 人／月	8,401 人／月	8,771 人／月
地域移行支援	21 人／月	50 人／月	64 人／月	81 人／月
地域定着支援	245 人／月	294 人／月	298 人／月	301 人／月

障害児通所支援

＜現状と課題＞

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスは利用ニーズが高く、サービスの担い手の確保に加え、事業所間の支援内容の差を踏まえた質の確保が課題です。

○　保育所等訪問支援は利用者の増加が見込まれており、保育所や学校等の集団生活の場で適切な支援を行うため、専門人材の確保及び関係機関との連携が必要です。

＜今後の取組＞

○　障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、サービスの担い手の確保・養成や地域のニーズに応じた事業所の整備に努めます。

○　事業所への指導・助言や研修等を通じて支援の質の向上を図るとともに、障害のある子ども本人や家族の意向を踏まえた適切な支援の提供を促進します。

○　児童発達支援センター等をはじめとする関係機関と連携し、保育所等訪問支援の提供体制の充実及び保育所、学校等との連携を促進することで、地域におけるインクルージョンの推進に努めます。

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	4,522　人／月	5,492　人／月	5,622　人／月	5,749　人／月
	32,176人日／月	35,766人日／月	37,010人日／月	38,396人日／月
放課後等デイサービス	8,441　人／月	10,431　人／月	10,973　人／月	11,550　人／月
	55,025人日／月	63,154人日／月	66,137人日／月	69,238人日／月
保育所等訪問支援	317　人／月	646　人／月	783　人／月	972　人／月
	417人日／月	769人日／月	865人日／月	980人日／月
居宅訪問型児童発達支援	5　人／月	16　人／月	18　人／月	19　人／月
	13人日／月	65人日／月	75人日／月	80人日／月

障害児入所支援

＜現状と課題＞

○　福祉型障害児入所施設は、入所による支援が必要な子どもの状況やニーズを踏まえ、入所定員を適正に確保するとともに、子どもの権利と意向に配慮した支援を行う必要があります。

○　医療型障害児入所施設は、特に重症心身障害児の受入れについて利用ニーズが高く、必要な支援体制の確保が課題です。

＜今後の取組＞

○　障害のある子ども及び家族のニーズを的確に把握し、必要な入所支援の提供体制の確保と支援の質の向上に努めます。

○　医療型障害児入所施設における重症心身障害児の受入れについては、子どもの状態、家庭環境、支援者の状況等を総合的に考慮し、適切な入所決定を行います。

○　入所している子どもの意思や発達段階に応じた支援を重視し、退所後の生活も見据えて、関係機関との連携に努めます。

種類		R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
福祉型障害児入所施設		63　人／月	81　人／月	81　人／月	81　人／月
	岡山市以外	36　人／月	36　人／月	36　人／月	36　人／月
	岡山市	27　人／月	45　人／月	45　人／月	45　人／月
医療型障害児入所施設		82　人／月	80　人／月	81　人／月	82　人／月
	岡山市以外	44　人／月	45　人／月	46　人／月	47　人／月
	岡山市	38　人／月	35　人／月	35　人／月	35　人／月

障害児相談支援

＜現状と課題＞

○　障害児相談支援は、障害のある子どもと家族の意向を踏まえ、必要な支援を総合的かつ継続的に利用するために重要なサービスです。

○　障害児支援利用計画の作成は進んでいるものの、一部の市町村ではいわゆるセルフプランの割合が高い状態が続いており、障害児支援の知識や経験を有する相談支援専門員の確保・育成と相談支援体制の充実が課題です。

＜今後の取組＞

○　研修等を通じて障害のある子どもの特性や発達段階に応じた支援ができる相談支援専門員を養成し、地域の障害児相談支援体制の充実を支援します。

○　市町村や関係機関と連携し、障害児支援利用計画の適切な作成及び継続的なモニタリングを促進するとともに、セルフプランの状況を踏まえた相談支援の利用促進に努めます。

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害児相談支援	2,536　人／月	6,369　人／月	6,648　人／月	6,963　人／月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R7 年度（実績）	R9 年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	44　人	63　人	64　人	66　人

指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の必要入所定員総数

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
指定障害者支援施設	2,129　人	2,100　人	2,073　人

福祉型障害児入所施設	115	人	115	人	115	人
医療型障害児入所施設	85	人	85	人	85	人

2　備前圏域

＜現状と課題＞

○　就労継続支援Ｂ型は利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保とともに、受注機会の確保や工賃水準の向上、適正な事業所運営が課題です。

○　就労定着支援及び就労選択支援は利用者の増加が見込まれるため、希望や適性に応じた就労と職場定着を支援する体制の確保が必要です。

○　共同生活援助は利用者の増加が見込まれるため、地域生活を希望する人のニーズや重度化・高齢化等に応じた住まいの確保が必要です。

○　計画相談支援及び地域相談支援は利用者の増加が見込まれるため、相談支援専門員の確保・育成と地域移行・地域定着を支える連携体制の充実が必要です。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスは利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量と支援の質を確保することが課題です。

○　保育所等訪問支援は利用者の増加が見込まれるため、集団生活の場で支援を行う専門人材の確保や関係機関との連携が必要です。

○　障害児相談支援は利用者の増加が見込まれるため、必要な相談支援を提供できる体制の確保が課題です

＜今後の取組＞

○　就労継続支援事業所への共同受注や優先調達の推進等により、工賃水準の向上及び適正な運営を支援します。

○　就労選択支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労促進と職場定着に向けた支援の充実を図ります。

○　共同生活援助については、国の施設整備補助金の活用等による整備に努めるとともに、利用者の障害特性等に応じた支援の質の確保に努めます。

○　相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、関係事業者との連携強化等を通じて、相談支援体制の充実を図ります。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの担い手の確保・養成や国の補助制度の活用等による必要な事業所の整備に努めるとともに、研修や指導・助言等を通じて支援の質の向上を図ります。

○　保育所等訪問支援については、事業所の確保及び専門人材の育成を促進し、保育所、学校等との連携による支援体制の充実に努めます。

○　障害のある子どもについて専門的に相談支援を行う相談支援専門員の養成等を通じ、障害児相談支援体制の充実を図ります。

訪問系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	2,096　人／月	2,147　人／月	2,200　人／月
	31,801時間／月	33,056時間／月	34,359時間／月
重度訪問介護	120　人／月	120　人／月	120　人／月
	29,888時間／月	29,889時間／月	29,889時間／月
同行援護	178　人／月	185　人／月	192　人／月
	2,835時間／月	2,949時間／月	3,067時間／月
行動援護	161　人／月	185　人／月	211　人／月
	2,972時間／月	3,264時間／月	3,581時間／月
重度障害者等包括支援	1　人／月	1　人／月	1　人／月
	24時間／月	24時間／月	24時間／月

日中活動系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	2,021　人／月	2,056　人／月	2,090　人／月
	39,245人日／月	39,693人日／月	40,144人日／月
自立訓練（機能訓練）	7　人／月	7　人／月	7　人／月
	123人日／月	123人日／月	123人日／月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	187　人／月	212　人／月	241　人／月
	2,677人日／月	2,894人日／月	3,139人日／月
就労移行支援 ※養成施設を含む	324　人／月	331　人／月	338　人／月
	5,086人日／月	5,161人日／月	5,237人日／月
就労継続支援 A 型	1,318　人／月	1,322　人／月	1,327　人／月
	27,911人日／月	28,030人日／月	28,169人日／月
就労継続支援 B 型	3,865　人／月	4,307　人／月	4,807　人／月
	59,707人日／月	63,416人日／月	67,365人日／月
就労定着支援	236　人／月	248　人／月	262　人／月
就労選択支援	129　人／月	136　人／月	144　人／月
療養介護	240　人／月	243　人／月	247　人／月
短期入所（福祉型）	1,089　人／月	1,314　人／月	1,593　人／月
	6,087人日／月	7,189人日／月	8,515人日／月
短期入所（医療型）	60　人／月	65　人／月	70　人／月
	285人日／月	321人日／月	359人日／月

居住系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	27 人／月	35 人／月	45 人／月
共同生活援助	1,555 人／月	1,687 人／月	1,832 人／月
施設入所支援	747 人／月	737 人／月	728 人／月
地域生活支援拠点等設置箇所数	9 箇所	9 箇所	11 箇所
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数	13 人	13 人	14 人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数	9 回	9 回	9 回

相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	2,497 人／月	2,715 人／月	2,949 人／月
地域移行支援	29 人／月	41 人／月	56 人／月
地域定着支援	163 人／月	167 人／月	171 人／月

障害児通所支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	2,818 人／月	2,921 人／月	3,024 人／月
	18,588人日／月	19,676人日／月	20,823人日／月
放課後等デイサービス	5,357 人／月	5,779 人／月	6,238 人／月
	39,223人日／月	41,854人日／月	44,672人日／月
保育所等訪問支援	410 人／月	536 人／月	713 人／月
	471人日／月	562人日／月	672人日／月
居宅訪問型児童発達支援	8 人／月	8 人／月	8 人／月
	36人日／月	36人日／月	36人日／月

障害児相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害児相談支援	1,575 人／月	1,796 人／月	2,061 人／月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	14 人	14 人	14 人

3　倉敷・井笠圏域

＜現状と課題＞

○　就労継続支援Ｂ型は利用者の増加が見込まれるため、就労機会の確保と工賃水準の向上、必要なサービス提供体制の確保が課題です。

○　共同生活援助は利用者の増加が見込まれるため、地域生活を希望する人のニーズに応じた住まいの確保と支援の質の向上が必要です。

○　計画相談支援は利用者の増加が見込まれるため、必要な相談支援を効果的に提供できる体制の確保が必要です。

○　放課後等デイサービスは利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保とともに、支援の質の向上が必要です。

○　保育所等訪問支援についても利用者の増加が見込まれるため、専門人材の確保や保育所、学校等との連携が必要です。

＜今後の取組＞

○　就労継続支援事業所への共同受注や優先調達の推進等により、就労機会の確保と工賃水準の向上を支援します。

○　就労選択支援については、事業所及び関係機関との連携を促進し、障害のある人の希望や適性に応じた就労に向けた支援の充実を図ります。

○　共同生活援助については、国の施設整備補助金の活用等による整備に努めるとともに、支援の質の確保に努めます。

○　相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、関係事業者との連携強化等を図り、相談支援体制の充実を図ります。

○　障害児通所支援については、サービスの担い手の確保・養成や国の補助制度の活用等による事業所の整備に努めるとともに、必要なサービス量の確保と質の向上を図ります。

○　保育所等訪問支援については、専門人材の育成を促進するとともに、保育所、学校等との連携による支援の充実に努めます。

訪問系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	1,785 人／月	1,828 人／月	1,871 人／月
	17,027時間／月	17,055時間／月	17,092時間／月
重度訪問介護	65 人／月	68 人／月	71 人／月
	11,177時間／月	12,133時間／月	13,190時間／月
同行援護	113 人／月	118 人／月	123 人／月
	1,153時間／月	1,207時間／月	1,266時間／月
行動援護	87 人／月	94 人／月	102 人／月
	1,130時間／月	1,315時間／月	1,534時間／月
重度障害者等包括支援	1 人／月	1 人／月	1 人／月
	124時間／月	124時間／月	124時間／月

日中活動系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	1,897 人／月	1,930 人／月	1,964 人／月
	29,447人日／月	29,772人日／月	30,102人日／月
自立訓練（機能訓練）	3 人／月	3 人／月	3 人／月
	51人日／月	51人日／月	51人日／月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	91 人／月	92 人／月	93 人／月
	1,152人日／月	1,134人日／月	1,121人日／月
就労移行支援 ※養成施設を含む	223 人／月	226 人／月	232 人／月
	3,193人日／月	3,233人日／月	3,295人日／月
就労継続支援 A 型	480 人／月	480 人／月	480 人／月
	9,366人日／月	9,335人日／月	9,317人日／月
就労継続支援 B 型	2,899 人／月	3,096 人／月	3,308 人／月
	47,878人日／月	50,826人日／月	53,982人日／月
就労定着支援	95 人／月	98 人／月	101 人／月
就労選択支援	24 人／月	30 人／月	35 人／月
療養介護	159 人／月	159 人／月	159 人／月
短期入所（福祉型）	405 人／月	429 人／月	456 人／月
	1,672人日／月	1,776人日／月	1,888人日／月
短期入所（医療型）	40 人／月	40 人／月	40 人／月
	170人日／月	175人日／月	182人日／月

居住系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	18 人／月	20 人／月	22 人／月
共同生活援助	1,040 人／月	1,104 人／月	1,173 人／月
施設入所支援	685 人／月	675 人／月	666 人／月
地域生活支援拠点等設置	9 箇所	9 箇所	10 箇所

箇所数（延べ箇所数）						
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数（延べ人数）	5	人	5	人	5	人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数（延べ回数）	10	回	10	回	10	回

相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	4,575 人／月	4,702 人／月	4,831 人／月
地域移行支援	12 人／月	12 人／月	12 人／月
地域定着支援	49 人／月	45 人／月	42 人／月

障害児通所支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	2,153 人／月	2,165 人／月	2,172 人／月
	14,447人日／月	14,449人日／月	14,450人日／月
放課後等デイサービス	3,872 人／月	3,974 人／月	4,081 人／月
	12,869人日／月	13,063人日／月	13,264人日／月
保育所等訪問支援	99 人／月	110 人／月	122 人／月
	136人日／月	140人日／月	144人日／月
居宅訪問型児童発達支援	3 人／月	4 人／月	5 人／月
	15人日／月	20人日／月	25人日／月

障害児相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害児相談支援	3,914 人／月	3,952 人／月	3,994 人／月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	36 人	37 人	39 人

4　高梁・新見圏域

＜現状と課題＞

○　居宅介護や生活介護等は利用者の増加が見込まれる一方、圏域内に事業所が少ないサービスもあるため、必要なサービスを身近な地域で利用できる体制の維持・確保が課題です。

○　共同生活援助の利用者の増加が見込まれることから、地域生活を希望する人のニーズに応じた住まいの確保が必要です。

○　障害児通所支援は、放課後等デイサービスでは増加が見込まれており、必要な支援を受けられる体制の維持・確保が必要です。

＜今後の取組＞

○　中山間地域等の地理的条件や事業所の状況を踏まえ、新規事業所の参入促進や福祉人材センター等と連携した人材確保に取り組み、必要なサービス提供体制の維持・確保に努めます。

○　共同生活援助については、国の施設整備補助金の活用等による整備に努め、地域での暮らしを支える住まいの確保を図ります。

○　障害児通所支援については、保育所、学校、相談支援事業所等の関係機関と連携し、利用者数が減少する地域においても必要な支援を継続して提供できる体制の維持・確保を図ります。

訪問系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	93　人／月	99　人／月	105　人／月
	559時間／月	937時間／月	993時間／月
重度訪問介護	2　人／月	2　人／月	2　人／月
	15時間／月	15時間／月	15時間／月
同行援護	4　人／月	4　人／月	4　人／月
	26時間／月	26時間／月	26時間／月
行動援護	1　人／月	1　人／月	1　人／月
	5時間／月	5時間／月	5時間／月
重度障害者等包括支援	1　人／月	1　人／月	1　人／月
	5時間／月	5時間／月	5時間／月

日中活動系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	192 人／月	198 人／月	204 人／月
	3,335人日／月	3,442人日／月	3,549人日／月
自立訓練（機能訓練）	0 人／月	0 人／月	0 人／月
	0人日／月	0人日／月	0人日／月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	3 人／月	4 人／月	4 人／月
	68人日／月	96人日／月	96人日／月
就労移行支援 ※養成施設を含む	8 人／月	9 人／月	10 人／月
	148人日／月	162人日／月	176人日／月
就労継続支援 A 型	62 人／月	63 人／月	64 人／月
	1,243人日／月	1,263人日／月	1,285人日／月
就労継続支援 B 型	168 人／月	172 人／月	176 人／月
	2,970人日／月	3,042人日／月	3,115人日／月
就労定着支援	4 人／月	5 人／月	6 人／月
就労選択支援	2 人／月	4 人／月	6 人／月
療養介護	21 人／月	21 人／月	21 人／月
短期入所（福祉型）	26 人／月	28 人／月	30 人／月
	227人日／月	244人日／月	261人日／月
短期入所（医療型）	3 人／月	3 人／月	3 人／月
	27人日／月	27人日／月	27人日／月

居住系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	2 人／月	2 人／月	2 人／月
共同生活援助	113 人／月	119 人／月	125 人／月
施設入所支援	129 人／月	126 人／月	121 人／月
地域生活支援拠点等設置箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数	4 人	5 人	5 人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数	2 回	2 回	2 回

相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	389 人／月	388 人／月	387 人／月
地域移行支援	1 人／月	3 人／月	4 人／月
地域定着支援	60 人／月	63 人／月	65 人／月

障害児通所支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	144 人／月	142 人／月	140 人／月
	789人日／月	776人日／月	763人日／月
放課後等デイサービス	307 人／月	314 人／月	320 人／月
	1,006人日／月	1,033人日／月	1,057人日／月
保育所等訪問支援	80 人／月	78 人／月	76 人／月
	81人日／月	79人日／月	77人日／月
居宅訪問型児童発達支援	1 人／月	1 人／月	1 人／月
	1人日／月	1人日／月	1人日／月

障害児相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害児相談支援	340 人／月	340 人／月	340 人／月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2 人	2 人	2 人

5　真庭圏域

＜現状と課題＞

○　訪問系サービスでは居宅介護等の利用者の増加が見込まれる一方、日中活動系サービスでは生活介護の利用者が減少し、就労継続支援Ｂ型等では増加するなど、サービスの種類によって利用動向が異なっており、必要なサービス提供体制の維持・確保が課題です。

○　共同生活援助は利用者の増加が見込まれるため、地域生活を希望する人のニーズに応じた住まいの確保が必要です。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスは利用者の増加が見込まれるため、必要なサービス量の確保とともに、支援の質の向上が必要です。

＜今後の取組＞

○　新規事業所の参入促進や福祉人材センター等と連携した担い手の確保・育成を図るとともに、市町村及び関係事業所と連携し、地域の実情に応じたサービス提供体制の維持・確保に努めます。

○　共同生活援助については、国の施設整備補助金の活用等による整備に努め、地域での暮らしを支える住まいの確保を図ります。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用ニーズを踏まえた事業所の確保や支援人材の育成を促進し、必要なサービス量と支援の質の確保に努めます。

訪問系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	32　人／月	34　人／月	35　人／月
	213時間／月	228時間／月	244時間／月
重度訪問介護	2　人／月	2　人／月	2　人／月
	1,294時間／月	1,294時間／月	1,294時間／月
同行援護	4　人／月	4　人／月	4　人／月
	23時間／月	22時間／月	21時間／月
行動援護	0　人／月	0　人／月	0　人／月
	0時間／月	0時間／月	0時間／月
重度障害者等包括支援	0　人／月	0　人／月	0　人／月
	0時間／月	0時間／月	0時間／月

日中活動系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	150 人／月	148 人／月	147 人／月
	3,076人日／月	3,046人日／月	3,015人日／月
自立訓練（機能訓練）	0 人／月	0 人／月	0 人／月
	0人日／月	0人日／月	0人日／月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	5 人／月	3 人／月	2 人／月
	1人日／月	0人日／月	0人日／月
就労移行支援 ※養成施設を含む	6 人／月	7 人／月	8 人／月
	94人日／月	108人日／月	124人日／月
就労継続支援 A 型	21 人／月	21 人／月	22 人／月
	468人日／月	481人日／月	495人日／月
就労継続支援 B 型	163 人／月	165 人／月	167 人／月
	2,696人日／月	2,737人日／月	2,750人日／月
就労定着支援	5 人／月	9 人／月	15 人／月
就労選択支援	0 人／月	0 人／月	0 人／月
療養介護	15 人／月	15 人／月	15 人／月
短期入所（福祉型）	14 人／月	15 人／月	17 人／月
	49人日／月	49人日／月	49人日／月
短期入所（医療型）	3 人／月	4 人／月	5 人／月
	21人日／月	28人日／月	35人日／月

居住系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	0 人／月	0 人／月	0 人／月
共同生活援助	115 人／月	121 人／月	127 人／月
施設入所支援	87 人／月	84 人／月	82 人／月
地域生活支援拠点等設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数	0 人	0 人	0 人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数	1 回	1 回	1 回

相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	90 人／月	90 人／月	90 人／月
地域移行支援	1 人／月	0 人／月	0 人／月
地域定着支援	0 人／月	0 人／月	0 人／月

障害児通所支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	27 人／月	37 人／月	49 人／月
	206人日／月	336人日／月	546人日／月
放課後等デイサービス	91 人／月	98 人／月	105 人／月
	1,048人日／月	1,114人日／月	1,183人日／月
保育所等訪問支援	20 人／月	20 人／月	20 人／月
	20人日／月	20人日／月	20人日／月
居宅訪問型児童発達支援	2 人／月	2 人／月	2 人／月
	3人日／月	3人日／月	3人日／月

障害児相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害児相談支援	62 人／月	69 人／月	77 人／月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人

6　津山・勝英圏域

＜現状と課題＞

○　居宅介護等の訪問系サービスや生活介護等の利用者はおおむね増加が見込まれ、障害のある人の高齢化にも対応したサービス提供体制の確保が必要です。また、就労継続支援Ｂ型では、受注機会の確保等による工賃水準の向上が課題です。

○　就労移行支援は事業所数が少ないため、一般就労を希望する人が必要な支援を受けられる体制の確保が課題です。

○　共同生活援助は利用者の増加が見込まれるため、地域生活を希望する人のニーズに応じた住まいの確保が必要です。

○　計画相談支援は利用者の増加が見込まれるため、必要な支援を効果的に提供できる体制の維持・充実が必要です。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスは利用者の増加が見込まれるため、利用ニーズに応じたサービス提供体制の維持・確保と支援の質の向上が必要です。

○　保育所等訪問支援は利用者の増加が見込まれるため、集団生活の場で専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

○　障害児相談支援は利用者の増加が見込まれるため、相談支援専門員の確保・育成と地域の相談支援体制の充実が課題です。

＜今後の取組＞

○　障害のある人の高齢化や中山間地域等の実情を踏まえ、居宅介護等の訪問系サービスの担い手の確保・育成及びサービス提供体制の維持・確保に努めます。

○　就労継続支援事業所の経営力強化や共同受注の推進等により、就労機会の確保と工賃水準の向上を図ります。

○　就労移行支援については、事業所の確保に努めるとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を促進し、一般就労を希望する人への支援の充実を図ります。

○　共同生活援助については、国の施設整備補助金の活用等による整備に努め、必要な住まいの確保と支援の質の向上を図ります。

○　相談支援従事者の計画的な養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化等を図り、地域の相談支援体制の維持・充実に努めます。

○　児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、支援人材の確保・養成や事業所の機能充実を促進し、必要なサービス提供体制と支援の質の確保に努めます。

○　保育所等訪問支援については、保育所、学校等との連携や専門人材の育成を促進します。また、障害児相談支援については、相談支援専門員の養成等を通じて、必要な相談支援を受けられる体制の充実を図ります。

訪問系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	342　人／月	343　人／月	347　人／月
	3,139時間／月	3,162時間／月	3,200時間／月
重度訪問介護	7　人／月	8　人／月	9　人／月
	1,039時間／月	1,139時間／月	1,239時間／月
同行援護	14　人／月	15　人／月	15　人／月
	102時間／月	112時間／月	112時間／月
行動援護	3　人／月	4　人／月	4　人／月
	20時間／月	30時間／月	30時間／月
重度障害者等包括支援	0　人／月	0　人／月	0　人／月
	0時間／月	0時間／月	0時間／月

日中活動系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	607　人／月	608　人／月	609　人／月
	11,376人日／月	11,395人日／月	11,456人日／月
自立訓練（機能訓練）	1　人／月	1　人／月	1　人／月
	20人日／月	20人日／月	20人日／月
自立訓練（生活訓練） ※宿泊型を含む	15　人／月	14　人／月	14　人／月
	273人日／月	243人日／月	243人日／月
就労移行支援 ※養成施設を含む	35　人／月	36　人／月	38　人／月
	547人日／月	570人日／月	604人日／月
就労継続支援 A 型	125　人／月	126　人／月	127　人／月
	2,453人日／月	2,479人日／月	2,495人日／月
就労継続支援 B 型	757　人／月	775　人／月	785　人／月
	13,281人日／月	13,570人日／月	13,782人日／月
就労定着支援	9　人／月	9　人／月	9　人／月
就労選択支援	5　人／月	5　人／月	5　人／月
療養介護	59　人／月	59　人／月	59　人／月
短期入所（福祉型）	89　人／月	92　人／月	94　人／月
	290人日／月	300人日／月	307人日／月

短期入所（医療型）	10 人／月	11 人／月	11 人／月
	51人日／月	54人日／月	54人日／月

居住系サービス

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	8 人／月	9 人／月	9 人／月
共同生活援助	343 人／月	351 人／月	358 人／月
施設入所支援	345 人／月	344 人／月	344 人／月
地域生活支援拠点等設置箇所数（延べ箇所数）	8 箇所	8 箇所	8 箇所
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数（延べ人数）	9 人	9 人	9 人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数（延べ回数）	36 回	36 回	36 回

相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	500 人／月	506 人／月	514 人／月
地域移行支援	7 人／月	8 人／月	9 人／月
地域定着支援	22 人／月	23 人／月	23 人／月

障害児通所支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	350 人／月	357 人／月	364 人／月
	1,736人日／月	1,773人日／月	1,814人日／月
放課後等デイサービス	804 人／月	808 人／月	806 人／月
	9,008人日／月	9,073人日／月	9,062人日／月
保育所等訪問支援	37 人／月	39 人／月	41 人／月
	61人日／月	64人日／月	67人日／月
居宅訪問型児童発達支援	2 人／月	3 人／月	3 人／月
	10人日／月	15人日／月	15人日／月

障害児相談支援

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害児相談支援	478 人／月	491 人／月	491 人／月

医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

種類	R9 年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	10 人	10 人	10 人

第２節　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、都道府県及び市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

県では、障害のある人のニーズや地域の実情を踏まえ、専門性の高い相談支援、広域的な意思疎通支援、支援人材の養成等を推進し、必要な支援の量と質の確保及び円滑な事業の実施に努めます。

また、市町村が実施する地域生活支援事業についても、障害のある人のニーズ等を踏まえ、必要なサービスが適切に提供されるよう、財政的な支援を行うとともに、必要な助言等を行っていきます。

１　障害者個人を直接支援する事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
県内の障害者団体等が開催し、複数市町村の住民が参加する会議・研修等に派遣し、聴覚障害のある人の意思疎通支援を図る。	手話通訳者派遣時間	150	150	150
	要約筆記者派遣時間	300	300	300

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
養成した盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援する。	派遣時間	1,900	1,900	1,900

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者のコミュニケーションと情報の保障等を支援する。	派遣時間	250	250	250

2　障害者等に対する相談支援等を行う事業

発達障害者支援センター運営事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
岡山市・津山市に設置した発達障害者支援センターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携強化に努める。また、発達障害の普及啓発、支援者向けの研修の実施、市町村における支援体制の整備を促進する。	実施箇所数	2	2	2
	利用者数	190	190	190

高次脳機能障害者支援事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
高次脳機能障害者支援センターへ相談支援コーディネーターを配置して専門的な相談支援を行い、関係機関への情報提供、研修、普及啓発及び連絡調整を行うことで、支援体制の整備を推進する。	実施箇所数	2	2	2
	利用者数	2,000	2,000	2,000

障害児等療育支援事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。	実施箇所数	4	4	4

障害者就業・生活支援センター事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
県下に４箇所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障害のある人の就業面と生活面のきめ細かいサポートを行う。	実施箇所数	4	4	4

3　支援人材の養成を行う事業

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
手話通訳者・要約筆記者を養成し、聴覚に障害がある人の自立した日常生活及び社会生活を支援する。	手話通訳者養成研修受講人数	20	20	20
	要約筆記者養成研修受講人数	20	20	20

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、視覚及び聴覚に重複して障害のある人の社会参加を促進する。	研修受講人数	10	10	10

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
失語症者向け意思疎通支援者を養成し、失語症者の意思疎通を支援する。	研修受講人数	16	16	16

4　その他の事業

意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
市町村での意思疎通支援者の派遣事業に係る市町村相互間の連絡調整等を行う。	実施の有無	有	有	有

都道府県相談支援体制整備事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
相談支援アドバイザーや圏域相談支援コーディネーターを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う。	実施の有無	有	有	有

精神障害者地域生活支援広域調整等事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
保健･医療･福祉スタッフ等から構成されるアウトリーチチームの支援体制強化を図る。	アウトリーチ事業支援者連絡会議開催回数	1	1	1
	アウトリーチチームの数	6	6	6

発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

事業実施に対する考え方	項目	見込量		
		R9 年度	R10 年度	R11 年度
発達障害者支援地域協議会において、幅広い意見集約等のもとに施策の推進を図る。	開催回数	2	2	2

5　上記以外の任意事業

区分	事業名	事業の内容
サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分の認定調査及び審査判定が円滑かつ適正に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等を対象とした研修を実施します。
	相談支援従事者研修事業	障害のある人の意向を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成及びモニタリング等が行われるよう、相談支援従事者の養成及び資質の向上を図る研修を実施します。
	サービス管理責任者等研修事業	障害のある人や障害のある子どもの意向及びニーズを踏まえた個別支援計画の作成や、適切なサービス提供が行われるよう、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成及び資質の向上を図る研修を実施します。
	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	市町村が委託する身体障害者相談員や知的障害者相談員の相談対応能力の水準の向上が図られるよう、相談員に対する研修を実施します。
	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に発声訓練を行う指導者を養成します。
	精神障害関係従事者養成研修事業	アウトリーチ関係者やかかりつけ医等、精神医療等に従事する者に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めます。
日常生活支援	オストメイト社会適応訓練	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）に対して、日常生活上必要な装具の使用方法等についての訓練・指導を行います。
	音声機能障害者発声訓練	疾病等により喉頭を摘出して音声機能を喪失した人に対して、発声訓練を行います。

区分	事業名	事業の内容
社会参加支援	手話通訳者設置	岡山県聴覚障害者センターに手話通訳者３名を配置し、会議等の通訳を行うとともに、聴覚障害のある人の各種相談に対応するなど、コミュニケーション支援に努めます。
	手話入り映像ライブラリー等の提供	テレビ番組等に手話、字幕を挿入したＤＶＤ等を貸し出し、聴覚障害のある人への情報提供に努めます。
	点字による即時情報ネットワーク	点字によらなければ、日常生活に必要な情報を得られない視覚障害のある人に対し、点訳化された情報を迅速に提供するとともに、希望する利用者に対してメール版を配信することで社会参加を促進します。
	障害者社会参加推進センター運営	障害のある人の社会参加促進の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者総合相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進を図ります。
	奉仕員養成研修	視覚障害のある人の読書を支援するため、点訳・朗読奉仕員を養成する研修を実施し、視覚障害のある人の福祉の増進を図ります。
	スポーツ・レクリエーション教室等の開催	障害のある人がスポーツやレクリエーションに親しむことを体験できる機会を提供します。
	サービス提供者情報提供等	重度の視覚障害のある人が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの紹介・斡旋・情報提供を行います。
就業・就労支援	重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の重度の障害のある人に対して、情報機器やインターネット等を活用し、在宅で就労するための訓練等の支援を行うバーチャル工房おかやまを運営します。